

報告事項 1

文教こども委員会の報告について

6月25日の文教こども委員会について、下記のとおり報告する。

令和元年7月8日提出

1. 6月25日文教こども委員会

(1) 事業概要の説明聴取

※その他所管事項において質疑

(2) 報告 令和2年度国家予算に対する提案・要望（関係分）

※質疑なし

(3) 報告 いじめ重大事態の発生報告について

- ・学校からの発生報告について (日本維新の会 三木委員)
- ・発生報告の期間の基準について (日本共産党 味口委員)
- ・発生報告の期間の基準について (公明党 高瀬委員)
- ・垂水事件における事後対応について (つなぐ 小林委員)
- ・いじめの重大事態の発生報告における進捗状況について (無所属 上原委員)
- ・不登校、いじめの重大事態の発生報告件数について (自由民主党 安井委員)

(4) その他所管事項

- ・垂水事件の生徒に対するケアについて (日本維新の会 さとう委員)
- ・給食レシピ集、アプリの活用について (日本維新の会 三木委員)
- ・春日野小学校の改築について (日本維新の会 三木委員)
- ・本山第二小学校入学式について (日本維新の会 三木委員)
- ・垂水事件における追加調査について (こうべ市民連合 大井委員)
- ・学校現場の更衣室の整備について (こうべ市民連合 大井委員)
- ・教員の休憩時間について (こうべ市民連合 大井委員)
- ・教職員向けの駐車場の確保について (こうべ市民連合 大井委員)
- ・教頭業務補助スタッフの配置拡充について (こうべ市民連合 大井委員)
- ・中学校教員の自死について (こうべ市民連合 大井委員)

- ・組織的隠蔽について (自由民主党 岡田副委員長)
- ・六甲アイランド高校事案における生徒指導について (自由民主党 岡田副委員長)
- ・第三者委員会による調査について (自由民主党 安井委員)
- ・組織的隠蔽について (日本共産党 味口委員)
- ・不登校児童の居場所問題について (日本共産党 味口委員)
- ・PTA会費によるテント購入について (日本共産党 味口委員)
- ・神戸市いじめ防止等のための基本的な方針について (つなぐ 小林委員)
- ・過去のいじめ問題における補充、補足について (つなぐ 小林委員)
- ・中学校給食の喫食率について (つなぐ 小林委員)
- ・副読本について (自由民主党 安井委員)
- ・体罰通報窓口について (日本維新の会 さとう委員)
- ・虐待等の相談窓口について (こうべ市民連合 大井委員)

文教子ども委員会記録

(教育委員会関係分)

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和元年6月25日(火) 午前10時0分～午後5時35分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

(教育委員会)

1. 事業概要の説明聴取
2. 報 告 令和2年度国家予算に対する提案・要望(関係分)
3. 報 告 いじめの重大事態の発生報告について
4. その他所管事項

出席委員(欠は欠席委員)

委員長 壬 生 潤

副委員長 岡 田 ゆうじ

委 員 さとう まちこ

三木しんじろう

大井 としひろ

岡 村 正 之

小 林 るみ子

安 井 俊 彦

上 原 みなみ

味口 としゆき

朝 倉 えつ子

高 瀬 勝 也

○委員長（壬生 潤） これより順次質疑を行います。

なお、事業概要に関して特に質疑がある場合は、所管事項に対する質疑の中で行っていただきたいと存じますので、御了承願います。

まず、報告事項、令和2年度国家予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（壬生 潤） 次に、報告事項、いじめの重大事態の発生報告について、御質疑はございませんか。

○委員（三木しんじろう） まず最初に、前回の委員会からまた3件のいじめの重大事態が起こってしまったことは非常に残念に思っております。維新としても重大事態になる前に、早い対応とか寄り添った対応、これが必要であり、特別委員会の設置も提案させていただきましたが、残念ながら設置には至りませんでした。

まず、この3件についてお聞きしたいんですけども、報告日がそれぞれ近いのですけれども、実際に調査を行っていく中で、いつぐらいから行われていたか。わかる範囲で、言える範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○住谷教育委員会事務局教育次長 このいじめの重大事態の発生報告については、現在、教育委員会が取り巻く状況を鑑みて、しっかりと情報提供させていただくべきであると考え、平成31年4月24日の本委員会から、ことしに入ってからいじめの重大事態案件を3件報告させてもらったところでございます。今回は、それ以降に発生した3件を児童・生徒のプライバシーに配慮しながら報告させていただいたものでございます。

この3件については、それぞれ5月の31が2件、6月の4日が2件ということで、今、詳しい調査を開始した時期が手元にないんですが、学校で認知をした期間というのは、余り長期間離れているものではございません。確認を少しさせてもらってから言わせてもらいます。

お答えさせていただきます。1番目については2月の下旬ということになっております。2番目の事案については5月の下旬、3番目については10月の下旬ということになっております。

○委員（三木しんじろう） 報告事項として上げてらっしゃるというからには、資料というか、しっかりと御用意いただきたいと思います。

それで、今お聞きさせていただきました。かなり時間があいていると思います。これ、またかという感じですけども、前の委員会でもそうですけれども、前の委員会の3件、これもまだ解決には至ってないと思います。これがどんどんと——重大事態が、これがどんどんとふえてきまして、対応が遅くなってきているわけで、これ教育委員会としては、当然、前回の委員会でも教育長のほうからもお話ありました早期対応、これにすべきというか、しなければならないと思うんですけど、なぜこんなに学校からの報告がおくれたのか、見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 済みません、報告がおくれた事情につきましては、学校の個々の事案によって少し複雑な状況になってございます。平素から重大事態に該当する場合——長期の欠席あるいは財産、心身等に重大な被害がこうむった場合の疑いですね、いずれにしても速やかにということではございますが、ちょっと今、詳しく事案については述べるのがプライバシー侵害の関係上難しいのでございますが、それぞれの事案で少し事情がございまして、おくれ

たという点がございます。

以上でございます。

○委員（三木しんじろう） 3番目に関してなんですけどね、10月上旬ということで、当然これ、不登校ということになれば——1番も3番もそうですけども、保護者の方も当然、学校に行っていないことはわかっているわけですから、保護者から学校への話も行っているとは思うんですね。そうした中、これだけ長期休んでいて、何も手を打たなかったということなんですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 先ほど10月ということなんですけど、事案が発生したのが10月でして、その後、これについては欠席ということで、欠席が始まったのがことしの4月5月ということで、その間に学校としても欠席になるまでには対応はしておったんですけども、結果的に重大事案になったのが5月だということでございます。

以上です。

○委員（三木しんじろう） これまた3件とも、前回の御報告いただいた分も、またいろいろなケースがあると思いますけれども、前回のやつも第三者委員会を立ててもいいというようなお考えを教育長のほうから述べられましたけれども、今回に関してはどういった対応というか、調査は今、学校内での調査をされていると思うんですけども、これいつごろ——例えば6年生のお子様もいらっしゃいます。これまたこんだけ時間がたっていきます。卒業も近くなっていきます。どの辺のどういうスケジュールでやっていかれるのか、また、第三者も入れられてやられるのか、その辺についてはどうされるおつもりでしょうか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 それぞれについて、今、学校、それから委員会等も入りまして、基本調査をしているところでございます。その基本調査について、説明のほうを保護者のほうにしまして、それがこの1学期中には何とかなるのではないかなと思っております。その後、詳細調査のほうに移行するかどうかというのは、保護者の意向を尊重しながら考えたいと思っております。

○委員（三木しんじろう） その調査されている方は学校内で調査されているということですか。別に第三者の方を入れられてるということはないということですか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 これにつきましては、学校のほうで調査をしているということでございます。

○委員（三木しんじろう） 保護者の方々、生徒さんとももちろん話をさせていただいて、一方的な学校寄りの報告・調査にならないように、ぜひ寄り添った対応をしていただきたいと思います。

それで、最初に言いましたように、この重大事案というのが、委員会が行われるごとにこうして報告があるわけなんですけれども、根本的にこういう重大事案が起こってしまう、このことについて、教育委員会としては、当然、風土改革もされる中、どのような対応をお考えというか、ケタイをお持ちなのか、ちょっとあれば教えていただきたいんですけども。これずっとだから、要するに重大事態が起こって、報告、報告、調査しているというような形でやっていくのか、それとも抜本的に何か対策を考えられているのか、その辺何かありましたらお聞かせいただきたいんですけども。

○長田教育長 もちろんこのいじめそのものは、もちろん未然に防止する、ゼロを目指す、ということであろうかとは思いますが、現実的には、学校現場では残念ながら、このいじめが発生をしているというのが現状でございます。

例の垂水区の中学生事案の関係の市長の再調査委員会からの報告でもございましたように、や

は、あれ15個の提言をいただいております。中でもいろんな問題が今、提言をされておりました、それを、もちろん私どものほうでもこれから起こらないように、未然防止するためには、チームとして——学校が組織としてどう対応すればいいかということを考えているところでございますが、私どもの附属機関でありますいじめ問題対策審議会におきましても、専門家の方々に今、御意見をお伺いをし、そしてそれをいただきながら、その対応策を考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この重大事態の対応ということにつきましては、今のいじめ防止対策推進法において、やはり児童・生徒あるいは保護者からのいじめの訴えがあれば、そのいじめがあれば重大事態に該当すると。いじめの疑いがあるものとして教育委員会のほうにも報告をするようにということ、今、学校現場に徹底をしておりますので、そういった関係で、4月のこの本委員会におきましても3件、今回もまた3件ということで上がってきているわけでございますが、まずは報告を上げてもらうと。そしてその上で、学校を中心に今、基本調査をしているところでございますが、もちろん教育委員会もかかわっております。その上で、児童・生徒あるいは保護者の御要望を十分に踏まえながら、詳細調査へ移行するのか、あるいは、その詳細調査に当たっては、第三者、どういう方々に入っていただくのか、この辺もしっかりと児童・生徒、保護者の立場に寄り添いながら対応していく必要があるかというふうに考えております。

いずれにしても、御理解いただきたいのは、この重大事態報告が上がってきておりますが、詳細なところは今、調査をしているということでございますので、保護者なりの御了解が得られて、もう少し詳細な説明が委員の先生方にできるようであれば、もちろんこれはしっかりと行っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

- 委員（三木しんじろう） もう終わりますけれども、これチーム学校というふうに言われてますけれども、そのチーム学校も大事なんですけど、学校内で解決してしまうような、そういう——要するに隠蔽してしまうとか、どこにも報告が行かないような体質になってしまったら論外だと思います。ぜひスクールロイヤーとか、カウンセラーとか、これも絶対に活用していただきたい。先生御自身も専門外になったらそういう方々に御相談できる、第三者的な——前回の委員会でも言いましたけれども、教育委員会寄りではなくて、先生も生徒も保護者も相談ができる機関、これを私としてはぜひ各区に最低でも設置していただきたい。このことを要望して、終わりたいと思います。

以上です。

- 委員長（壬生 潤） 他にございませんか。
- 委員（味口としゆき） ちょっと今のやりとりで僕わからないことがあるので教えていただきたいんですが、文科省の基準で言いますと、重大事態が発生したと判断したら直ちに報告するんだということを明記されていると思うんです。自殺などの場合は当日または翌日ということと、不登校重大事態の場合でも判断後7日以内に行うことが望ましいという基準があるでしょう。だから、そこから見ると、何かさっきの日付というのは全然、全然・・・になってないというふうに思うんですけど、その辺は教育委員会、どう考えているんですか。
- 住谷教育委員会事務局教育次長 委員御指摘のとおり、例えば命が亡くなるという事案については直ちに報告ということで、委員会のほうにも上がってきますし、それから文科省のほうにも連絡をするということになっております。その他の事案については、学校のほうから報告のほうは早い段階で上がってきてるんですが、重大報告として報告書をまとめる時間を少し要して、タイ

ムラグが生じるときはございます。それともう1つは、先ほども話がありましたけど、不登校等については30日というのがございますので、発生してから若干報告のほうがおくれるということがございます。

○委員（味口としゆき） 若干じゃないと思うんですね。それで、不登校の重大事態の場合は、判断後7日以内に行うことが望ましいというのが多分、文科省の基準でしょう。だから、少なくとも1番目と3番目は不登校事案ですから、こんな10月上旬から6月まで報告されてないというのは、やっぱりおかしいと教育委員会は思わないとあかんのちゃう。と思ってんねんけど、違いますか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 少し説明がわかりにくかったかと思いますが、先ほど申し上げました事案でございますが、それについては、そういういじめが発生した後、実際にお休みを始めて30日たったというのが4月5月で、足して30日になってますので、報告については遅くなったように見えるんですけども、30日たった以降の報告という形になってございます。

以上です。

○委員（味口としゆき） ちょっとそれも、これだけの期間のこと考えると、ちょっと何か納得しがたい答弁やなというふうに思いました。

それからもう1つは、学校側で調べてるんだということの中身なんですけども、文科省の基準は、関係児童・生徒からの聴取とかアンケート調査の実施、その準備をすぐに開始しなければならないということで、これはほんまに垂水のことでも非常に大事だった件だと思うんですが、それぞれのことでアンケート調査なり、つまり生徒からそういう情報を共有するための作業を直ちにやらなければならないと。これはそれぞれの件についてもうされているんですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 各事案によるんでございますが、アンケートが必要なものについては当然、アンケートはさせていただいておるんですけども、今回御報告させていただいている事案については、今のところ必要でないものと、今準備しているものと分かれてございます。

以上です。

○委員（味口としゆき） やっぱりそれはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。やっぱりそれぞれいじめの疑いがあるわけですね。これについては要るものと要らないものという峻別なんかしないわけでしょう。教えてください。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 済みません、ちょっと御説明が悪かったんですけども、一斉にアンケートをするということではなく、関係児童についてはもちろん、当然ヒアリング等はさせていただいておるところでございます。

○委員（味口としゆき） まあまあヒアリングやってるということなんですけど、ここで言われているのは、アンケート調査ということ割と重視しているんですよ、文科省は。それは、自由にものが書けるしね。あの垂水するときには問題で、それにいじめのいの字もなかったという問題あるんですけども、そういうことがあったのかなかったのかというのは、ヒアリングということをや請われてないでしょう、文科省は。アンケートの準備、実施というのを特記してますからね。そこをちょっと勝手にゆがめる必要ないと思うんですよ。客観的な状況をやっぱりつかむということが求められていると思うんですけど、どうです。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 申しわけございません。客観的な状況をつかむと、委員御指摘の趣旨には沿って、関係児童からしっかりヒアリングをしておるというところでございます。

○委員（味口としゆき） ちょっとそこは、だから、できるだけ客観性を持つということなんです

よ。つまり、学校側とか教員側の主観じゃなくてね。書いてましたでしょう、あの報告書にも。つまり、見えにくいと——教員の日から見ても。それで、何でしたっけ、ピラミッドだったっけ、カーストやね。ちょっと言葉忘れましたが、そういうのが構成されていて、一見元気な子がじめの首謀者だったりするということですね、教員の日から見えないという問題がやっぱりあるんですよ。だから、文科省はこういう基準を設けてやってるんで、そこを、教育委員会の担当者がそれでいいんだという答弁をするようでは、ちょっと僕、この間のああいう報告書なんかを踏まえた対応になってないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 少し事案について細かく御説明できないので、あれなんですけれども、当該関係者がかなり限定されているケースですとか、そういった形でするので、非常に関係者が少ないので、アンケートを一斉にするというところではなく、その関係児童にヒアリングしていると、そういった事情でございます。

以上です。

- 長田教育長 ちょっと部長答弁しておりますけれども、非常に、ケースについて、個人情報もございますので、説明が非常にしにくいということで、これちょっと御容赦いただきたいんですが、いずれにしても、今、御質問いただいておりますように、当然、非常に学校側の一方的な見方、それはあってはならないこととございまして、できる限り客観的な事実をしっかりとつかんでいくと。これが求められているわけとございます。

部長も答弁しておりましたように、どの事案というのは申し上げにくいんですが、非常に限られた世界といいますか、状況の中で、関係者が極めて限定されている、こういう場合には、やはり全体に対するアンケートというのが逆に働く場面もあるかと思っておりますので、そういう場合もこの中には含まれているということで、そういう意味でアンケートはとっていない。ただし、かかわっている者全員にしっかりと聞き取りは基本調査の中で行っていると。それ以外の部分につきましては、今、御指摘いただいておりますように、アンケートというような方法で、できるだけ客観的な事実関係の解明に努めていると、そういうことでやっているところでございます。

いずれにしても、保護者等の了解が得られて、もう少し詳細な説明ができるような段階になれば、しっかりと説明をさせていただきたいと思っておりますが、当然、このきょうの報告をごらんいただきまして、5月31日なり6月4日に学校から報告があったというふうに記述をしておりますが、事案が発生してからの月日をさかのぼりますと、半年以上もたっている、一体どうなるんだというような、非常に疑問といいますか、そういう御指摘をいただくのはやむを得ないところかなというふうに思っておりますが、個々の事案につきましては、それぞれ事情がありまして、いわゆる隠していたとか、そういうことではないということとございます。

ただ、もう少し初期の段階で教育委員会事務局と学校がしっかりと情報共有といいますか、やった上で、もう少し円滑な連携ができていれば、重大事態の発生報告が前倒しで早く上げれたというようなケースはあったかなということにつきましては、私も感じているところでございます。

- 委員（味口としゆき） 円滑さも要ると思うんですけども、僕はこの重大事態の報告、それからいじめ防止対策推進法のこのガイドラインに、やっぱり教育委員会が沿った対応をきちっとする必要があるということだと思っておりますよ。

それで、ついでに言いますと、不登校重大事態の場合とは書いてまして、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から踏み込んだ準備作業（関係児童生徒からの聴取、アンケート調査の実施な

ど)を行う必要があるというところまで明記してるんです。つまり、重大事態報告があつてからアンケートを準備するというを文科省は求めてないんですよ。大体わかるでしょうと。もう休み始めたというのはわかるから、その段階でヒアリングもすればアンケートもするんですよということを言ってるんだけど、そういう認識に担当部長が、僕、立ってない答弁だったと思うんですよ。だから、やっぱりここは改めないで、きちっと学校側と連携してやるのが僕できないと思うんで、そこちょっと強く求めたいと思うんです。いかがですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 先生御指摘のとおり、事前に準備できるものはしっかり準備して、アンケートをとるべきはとるということについては全く同意でございます。事案によって少し今、中途半端な説明にはなりましたが、考え方としては先生御指摘のとおりでございます。

以上です。

○委員(味口としゆき) 最後ちょっと要望だけしておきますけど、この報告についてですが、こういう報告で、もちろん何も個人情報に抵触するところまで出せと言ってるんじゃないんです。ただ、そのことがあって、今のような重大事態報告の、文科省のガイドラインなんかに基づく対応がされてるのかとか、こういう対応をしてるんだということまでやっぱり報告していただかないと——文面でね。やっぱりそれは、こうやって質疑しないとわからないという問題がやっぱり出てくるので、次回以降はもうちょっと、学校と教育委員会がこれにどう対峙して、どういう到達にあるのかというのは明記していただきたいなと思います。コメントあればお願いします。

○長田教育長 何分前回の委員会から積極的に報告しようということで始めておりますので、私も試行錯誤の状況にあるということは御理解いただきたいと思います。きょういただいた御意見も十分に踏まえて、今後、適切に御報告を申し上げたいと思います。

○委員(味口としゆき) 結構です。

○委員長(壬生 潤) 他にございませんか。

○委員(高瀬勝也) ちょっと今の質疑とも関連しますけれども、いわゆる相当な期間というのは、30日以上であれば——今、御指摘もありましたけれども、例えば委員会のほうで、1週間も休んだら、ちょっとおかしいなと、何かあるんやなというのが、病気以外は気づくと思うんですけれども、例えば1週間とか、期限を——運用を教育委員会のほうでお決めになって、それがあればすぐに調査をするというか、関係者に何かあるんじゃないかということに疑いを持つということも必要かと思うんですけれども、そういうお考えというのはあるんでしょうか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 欠席日数に関しましては、学校現場においては、1日休めば家庭と連絡をしたり、家庭訪問したりということは結構やっております。それが2日3日続けば、何かあるのではないかなというふうに学校現場のほうでは考えて、対応のほうはしていると思います。1週間ということになると、相当期間ということなので、事務局のほうも含めて、先ほど御指摘があったように、そのぐらいにはいじめ等もあるということで、調査の準備等もしていくようなことも考えていきたいとは思っております。

○委員(高瀬勝也) そういう方向を持っていきたいということでしたですか。今はどうされてるんですか。今の御答弁では、1週間休んだら、何かやっぱりおかしいぞと、何かあるんじゃないかと疑いを持つというお話でしたけれども、現状はそういう、ヒアリングであったり、何か疑いを持って学校と事務局が接触をしたりということはされているんですかね。

○住谷教育委員会事務局教育次長 いじめについては、今は学校現場のほうも敏感になっておりま

すので、学校で事が起こった場合には早い段階で委員会のほうに報告ということになりますので、委員会のほうでも欠席日数等は聞きまして、それが2日3日、1週間ということになりますと、基本調査のほうが必要な状態になるとか、詳細な調査のほうをして報告するよという事で指導はしております。

○委員（高瀬勝也） それが3日なのか——例えばインフルエンザだったら5日休みなさいよとありますけれども、それが3日なのか、1週間なのか、2週間なのか、何か決まりを持ってされてますかという質問なんですけれども。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 先生御質問の件ですけれども、きちっとそういう3日なり5日、1週間とか、決まりを持って運用しているわけではございません。やはり現場の学校からの事案事案で、これは気になるなという事案であれば、事務局のほうに報告なり相談なりがあるということでございます。

済みません、以上でございます。

○長田教育長 現状は次長、部長から御答弁申し上げているとおりでございますが、今、高瀬委員から御指摘いただいておりますのは、私も少し、今の私どもの運用ルールというのでは不十分な点があるのではないかというふうに、今、質疑をお聞きしておりました。これが7日がいいのか、10日がいいのか、いろいろあるかもわかりません。ちょっとその辺は1回検討させていただきたいと思いますが、いずれにしても、学校のほうはつかんでいる、そのつかんでいることを学校の裁量で教育委員会のほうへ報告を上げてもらう、こういうことではいけないと思いますので、やはり私どもとしても一定の基準といいますか、ルールにのっとって、各学校にこういう状況になれば基本的に上げてもらうというようなことで、少し今、御指摘いただいた点につきましては検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○委員（小林るみ子） 次々といじめの問題が今も出てきている中で、垂水の事件というのは1つの区切りがつかまりましたけれども、いろんな問題が含まれているというふうに思うんですね。今回のこの3つのいじめの報告だけでなく、いろんないじめがこれから出てくる中で、やはり垂水の事件を通して出てきた課題をきちんと整理して、教育委員会としてもその辺のところを対応——事後対応をしていく必要があるのではないかと。そこをきちんとしておかないと、この報告だけで終わっていくような気がして、ちっとも変わっていないというふうに——変わらないというふうに私には思えるんですけれども、垂水の事件の中でいろんな課題が出てきております。その課題について、事後対応について少しばかりちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

1つは、保護者ですね。彼女が通っていた学校の保護者への説明というか、その辺のところはどうなっているのか。2つ目には、加害の子供たちですね。その子供たちへの指導はどうなっているのか。3つ目は、学校ですね。学校の対応はどうなっているのか。その辺のところを今の教育委員会にお聞きしたいというふうに思います。それをしっかりと課題を解決していかないと、今回のようないじめの事件が次々出てきたときにどう対応していいのかわからないと私は思うんです。この3つの対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○住谷教育委員会事務局教育次長 まず、地域、保護者への説明の件ですけど、当該校のPTAのほうから再調査結果について説明してほしいという要望が出ておりましたので、PTA会長等と相談した結果、7月の中旬に実施することが決まっております。7月の3日に決まっております。

それから、2つ目は、加害者、いじめた側の対応をどうするのかということですが、既に当該校を卒業していることから、非常に難しい問題もあるんですが、再調査委員会の報告書に記載されている当時の生徒に宛てた文書というのがございますので、その文書と、今後、学校生活の中で注意してもらいたい旨をお知らせしたいということで考えております。どのような方法がとれるのかというのは、今、検討しているところでございます。面談等については、今後、御遺族とも十分に調整の上、対応してまいりたいと考えております。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 それから、当該校の中学校のほうですけれども、こちらのほうは当該校の校長と密に連絡をとっているところでございます。

以上でございます。

○委員（小林るみ子） それぞれに対応はされているということをお聞きしたんですけれども、保護者の説明会が7月の3日に持たれるということなんですが、当事者というか、遺族の方は今まで住んでいたところに住み続けることができなくて、他の地域に引っ越して住んでおられます。そういう意味では、遺族の方がまたもとの地域に戻ることができるような、そういう状況をつくらなければいけないというふうに思うんですが、それにはやはり地域の人に対しての説明も必要なんではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 地域の方ということにつきましては、PTA、卒業生の保護者も含めまして御説明させていただくという形を考えてございます。

以上です。

○委員（小林るみ子） あと、加害生徒だけでなく、勇気を持ってメモを書いた中学生に対しての対応も必要なのではないかとこのように思うんですが、その辺はどのようにされておられますか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 こちらのほうも、先ほど申しました7月3日に御説明させていただくという対象のほうに、卒業生の保護者、つまり、先生言われました生徒さんの親御さんも対象に御案内を出させていただいているところでございまして、そういった中に含まれているというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（小林るみ子） わかりました。やはりどちらにしても、学校にしても、加害生徒にしても、保護者にしても、やはり遺族との面談というのは必ず必要だというふうに私は思いますので、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

○長田教育長 御遺族との面談につきましては、実は5月の——私がお会いしたのは5月15日に御遺族とお会いをいたしまして、いろいろお話を——もちろん謝罪をさせていただいた上でいろいろなお話をお伺いをしてまいりました。その際に、やはり御遺族のほうからぜひ考えてほしいというようなことにつきましては、先ほどもいじめた生徒に対する指導なり、その生徒が今どんなふうに感じているのか知りたいから面談をしたいというようなこと、あるいは、当時の校長や担任教諭等に対してどういうふうに感じているのか知りたいので面談をしたいというようなお話もいただきました。またそのときに、先ほど委員から御質問いただきましたように、PTAの方々への説明はしっかりとしてほしいというような御要望もいただいたところでございます。

今も関係課のほうからは御遺族に対して逐一御連絡をとらせていただいておりますので、こういった、今後どういう対応をするかにつきましては、いろんな面で、さまざまな形で御相談をさせていただきながら、御遺族が納得いただけるような格好で私どもも対応してまいりたいと考え

ております。

- 委員（小林るみ子） これ以上はないんですが、学校にしる教育委員会にしる、やはり自浄能力というか、自分たちを律するような、そういう力をぜひ身につけていただきたい。そのためにも、やはりこれは一区切りついたけれども、決して終わったわけではないということの位置づけをいただいて、やはりこの垂水の事件というのはしっかりとさらにまだ取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

- 委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

- 委員（上原みなみ） 1つ戻って、いじめの重大事態の発生報告についてなんですけれども、先ほど発生月を1件目、2件目、3件目と、2月上旬、5月下旬、10月上旬というふうにおっしゃいましたけれども、確認のために、何年なのか教えてください。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 上から、2月の分ですが、これは平成31年2月でございます。それから、2つ目の5月ですが、これは令和元年の5月でございます。それから、一番下の3つ目の10月につきましては、平成30年の10月でございます。

- 委員（上原みなみ） ありがとうございます。それで、やはり2件目以外はかなり——何カ月かたっていて、特に3件目に関しては半年以上たっているわけですが、実際に今、不登校が解消しているのかどうかについて教えてください。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 こちらの3件目の件でございますが、発生したのは10月上旬ということですが、休みが重なってきたのが今年度4月5月に重なってきたということでございます。御質問の解消できているのかということにつきましては、現在まだ不登校は解消できてございません。

以上です。

- 委員（上原みなみ） 1件目に対してはちょっと解消しているのかどうかはわからないんですけれども、とにかく、これは解消してもしなくても、やはり何カ月かの間、いじめた加害者といじめられた被害者というのが同じ学校に通ったり、また通えなかったりという状況が続いているということに関して、現在調査中ということでお聞きしておりますけれども、その長期間にわたるということに関してはどのようにお考えでしょうか。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 長期間にわたるということにつきましては、保護者の方ともよくお話をさせていただいております、可能な限り学習支援等をさせていただいております。いずれにせよ、早く登校できるというのが一番でございますので、学校を挙げて努力しているという現状でございます。

以上です。

- 委員（上原みなみ） 1件目については不登校が解消しているという認識でよろしいのでしょうか。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 1件目につきましては、現在登校しておるということでございます。

- 委員（上原みなみ） それについて事前にお伺いしたところ、被害者と加害者、被害児童と加害児童が同じ教室、同じ学校に通っている——まだ調査中ということで、解消してないというか、いじめ問題が解消してないという段階で同じ学校に通っていることに関してどうなのですかとお聞きしたときに、2人が接触しないように——被害児童、加害児童が接触しないようにしている、

実際そうになっているというふうにお伺いしましたけれども、本当に学校は、学校以外で見えないところの状況もあると思いますし、やはりもし接触しなくても、被害児童にとってはやはり心の傷というのは癒えないですし、普通に今までどおり、いじめがなかったころと同じように学校に行けるとは思わないんです。その長期化というか、調査期間が長引き、指導がまだなされていないということに関しては、どのように被害児童に対して寄り添われているのか、お聞かせください。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 今、御質問の件は1件目の事案の件かと思われませんが、これにつきましても、現在登校しておるということでございまして、当然、これまでの過去の経緯といったものを踏まえながら、学校のほうは見守り、寄り添い、そういった対応をしておるというふうに理解してございます。

以上です。

○委員（上原みなみ） それで、見守っているという状態だけで、被害児童がこれまでのいじめの傷、心の傷を完全に解消されて、学校に行けているというふうに思われているのでしょうか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 心の中の、直ちに傷が癒えているかということについては、なかなかはっきりと確かめることはできないと思うんですが、やはり子供が毎日健やかに登校するということが大事だと思います。現場の先生におかれましては、そういう形でしっかりと子供を見守っているのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（上原みなみ） 見守っているんじゃないかというふうには、ポジティブに考え過ぎだと思うんです。実際、やはりいじめられた経験のある人はわかると思うんですけども、いじめた側の加害児童と顔を合わせるだけでもつらいものなんですね。学校に行けたらいいというものではなくて、教育上勉強がおくれないというところでは、学校に行くというのは1つ意味があることなんですけれども、やはり加害児童が本当に反省をして、被害児童にきちんと謝罪をして、これまでのことを——被害児童がこれまでの傷を癒やせるような、そういうふうになって初めて見守っているというふうには言えると思うんです。そこまでなされない、まだ指導がなされていないとお聞きしていますので、そこまでされてない——どうぞ。

○住谷教育委員会事務局教育次長 本当に何ていいますか、細かいところまでが非常に言いにくいので、お答えのほうはしにくいんですが、いじめた側、それからいじめられた側が完全に接触しないような形で今現在対応のほうはなされています。

それから、心に負った傷というのはなかなか消えないのは確かですから、必要があればスクールカウンセラー等もおりますので、その辺も使いながら、保護者、児童に寄り添った対応を学校がしているところでございます。

○委員（上原みなみ） 全く接触がしない状況というのはどういう状況なんでしょうか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 済みません、そこについては、プライバシーがございまして言えないので、察していただけたらなと思っております。

○委員（上原みなみ） 私としましては、同じ学校に通って……。じゃないということですね。わかりました。ありがとうございます。

やはりいじめが起こったときに、どうしても被害児童が欠席する、長期欠席するということがずっと続いてますけれども、やはりなぜ被害児童がいじめられるという——いじめられる側に何も非がないのに、なぜ被害児童がこうやって欠席しないといけないのかということをよく考えていただいて、いじめを絶対許さないというような、そういう姿勢で今後も臨んでいた

だきたいと思います。要望して終わります。

- 委員長（壬生 潤） 他にありませんでしょうか。
- 委員（さとうまちこ） 垂水の事件のいじめのことなんですけれども、被害者、加害者の方いらっしゃるんですが、6名の生徒が面談してできたメモなんですけれども、6名の生徒に対しては何かケアですとか、そういったものってあったんでしょうか。
- 委員長（壬生 潤） さとう委員に申し上げます。先ほど小林委員の質問は、重大事態の発生に至らないようにするためにどうしたらいいかという趣旨で垂水のことを取り上げられました。今おっしゃっているのは直接的に垂水のお話——事案ですね。所管事項のところではできたら——その他の所管事項で御質問いただけたらというふうに思います。
- 委員（さとうまちこ） わかりました。済みません。失礼いたしました。初めてです。
- 委員長（壬生 潤） 他にございませんでしょうか。
(なし)
- 委員長（壬生 潤） 次に、事業概要の説明も含めて、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。
- 委員（さとうまちこ） 申しわけございません。当該生徒と親しかった6名の生徒については何かその後、ケアですとか、接触といいますか、あったんでしょうか。というのは、この6名の生徒さんが勇気を持って言ってくれたにもかかわらず、その信頼をなくすようなことになったと思うんです。結果的に。やっぱり教育委員会、ひいては大人の信頼——不信感というのはどうしても芽生えてしまったかなと思います。その後この6名の生徒について何かされたことあるんですかね。例えば事情の説明ですとか、個々に対して。
- 住谷教育委員会事務局教育次長 6名の生徒についての対応については、再調査委員会のほうで聞き取り等も行っておりますので、そこで手紙のほうを送ったりということで、委員会事務局としては6名については対応のほうはしております。
- 委員（さとうまちこ） 今度の7月3日の説明会というのがあって、その中にその6名についても含まれているということだそうなんですけど、その他大勢ということではなく、また結果なんかをお手紙とかで送っていただいたり、真摯な態度を見せることってその子たちの今後の人生にもかかわってくるかなと思いますので、そのあたりを要望しまして、私からは以上とさせていただきます。
- 委員長（壬生 潤） 他にございませんか。
- 委員（三木しんじろう） 事業概要の中でまず、幾つかあるんですけど、この給食レシピ集、アプリの活用というのがあるんですけど、これはされることによって生徒さんにとってどのようなメリットがあるのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。
- 荒牧教育委員会事務局学校支援部長 給食レシピ集、アプリの件の御質問でございました。この給食レシピ集をつくることによりまして、神戸の給食、小学校給食、中学校給食を含めたブランディング化をすることによって、こんなすばらしい給食があるんだよということを皆さんに知ってもらおうという効果があるように考えております。
- 委員（三木しんじろう） その前に温かくておいしい給食をまずやっていただきたい。これ何度も要望しております。ちょっとお金の使い道を再度考え直して、御検討いただければと思います。これは要望にとどめておきます。

続いてですけども、春日野小学校の改築について上がっております。これは以前から——平

成30年からプロポーザル方式で募集をしているわけなんですけれども、この小学校には多くの問題がございます。運動場の問題、体育館、そしてプールですね。この問題がございます。それで、募集をしまして、設計業者も決まって、パブリックコメントをされていたということなんですけれども、5月31日、報道がございました。市長がこの校舎について歴史的価値があるということで、待ったということをおっしゃっております。そのため、5月27日から6月26日のパブリックコメントを中止しました。そして、再度検討を図るといふことの御説明を受けております。

これ地元の方々、小学生、保護者の方々も含めて、これはプール、また防災とか耐久性、耐震性に関してかなり不安を持たれております。歴史的建造物を守る、これもいいんですけれども、毎日子供たちが小学校に来る建物ですから、これはどういう計画で——これパブリックコメントもとめました。どうされるのか、ちょっと御見解をお伺いしたいと思います。

○後藤教育委員会事務局教育次長 一連の経過につきましては委員おっしゃったとおりでございます。市長会見が5月30日にごさしまして、これを受けまして、6月6日の教育委員会会議で直ちに検討いたしまして、従来どおりの構想で改築を進めていく案、これが1つでございます。もう1案は、この戦前に建てられた校舎を保存した形で、全体としては環境の整備・更新をやっていくと。これが第2案でございますが、この第2案につきまして、早急に計画を策定いたしまして、まずは地元の関係の保護者の方、地域の方にもお諮りをした上で、再度教育委員会で議論をして、どちらの方向性でいくのかというところを見きわめていきたいというふうにごさしているところでございます。

○委員（三木しんじろう） これは、ちょっと予算では5,300万というふうにごされてますけれども、実際パブコメは38億円の予定ということによろしいですか。すごく大きな事業……。

○後藤教育委員会事務局教育次長 これは建築費まで含めて、御指摘の金額ということでごさいます。

○委員（三木しんじろう） 何度も繰り返しますが、これ計画、また設計し直すということだと思うんですけれども、こうすることによりまして、計画のスケジュールが要するにおくれているような可能性というのはあるんでしょうか。

○後藤教育委員会事務局教育次長 御指摘の可能性は当然あるわけでごさいますが、なるべく全体の計画に遅延が生じないように、最大限努力してまいりたいというふうにごさしております。

○委員（三木しんじろう） 確かにこの春日野小学校は昭和7年、神戸で一番古い小学校というふうにご聞いております。私が、市長がこういうふうにご言われる——先ほどもご言いましたけれども、パブリックコメントもして、計画も決めて、設計図も書いて、パブリックコメントまで進んだところを、市長の一言でまた見直すということになったら、じゃあ教育委員会としては、例えば違う建物も今から改装して整備していくところが幾つかあると思うんですけれども、市長が言ったら全て見直すようなお考え、方向性ごなすか。

○後藤教育委員会事務局教育次長 必ずしもそういうわけではごさいません。特にこの春日野小学校につきましては、本当に希少な戦前の建築物であって、しかもこれは、新聞報道でもごさしたように、例えば階段の親柱に施された意匠でありますとか、階段室のデザイン、あるいは非常に特徴的な外観ということで、専門家からも非常にこれは建築物的な価値が高い建物という評価もごさしますので、そういったことも踏まえて、今回、両案をもう少し時間をかけて検討してみようというふうにごなされたというのが経過でごさいます。

○委員（三木しんじろう） よくわかりました。わかってます。歴史的、大変価値のある建物。け

ど、子供には一番整備——子供にとって大切なのはやっぱり整備をしていただく。早急に。保護者の方もそれを望んでおられます。一番いいのが、全てクリアにして、計画、スケジュール内に行けるといえることが一番いいと思います。これは私も地元の方からいろんな御意見を聞いております。またぜひ前向きにちょっと、いいものを整備していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

最後に、前回の委員会でお話した本山第二小学校入学式の件、この間、御報告が途中になってしまいましたので、その点について、その後どういう保護者に御説明をしていただいたか、お聞きしたいと思います。

○住谷教育委員会事務局教育次長 本山第二小学校の入学式の件でございますが、その後ということでもよろしいですか。入学式で発覚しまして、二重計上がわかったということでしたので、4月の16日に学年だよりの臨時号ということで、入学式の遅延について謝罪のほうを学校のほうがしております。その後、4月の19日、1年生の学級懇談会、ここにおいて学校長がそれぞれの教室を回り、説明と謝罪のほうをしております。それから、4月の25日、PTA総会がございましたので、学校長のほうよりも、学校側の確認不足によってということ、説明と謝罪のほうをしております。ただ、それぞれが全員の方が出席をしてないというようなこともございましたので、指摘、心配の声をいただきましたので、5月9日付で入学式に関する報告とおわびというプリントのほうを全校生徒に配布したということになっております。学校の二重計上ということで、本当に該当の児童、それから保護者の方には御迷惑をかけたと思っております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。安心しました。保護者の方にしっかりと御説明していただきましたので。今後とも区役所から学校へと入学の人数というのが連絡が行くと思います。その中で二重三重のチェックを再構築していただけるという要旨を配られているので、今後このようにないことを期待しまして終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○委員（安井俊彦） 済みません、大変、委員長、おわびいたしますが、お手洗い行っていた間にいじめの重大事故発生について終わってしまっていて、帰ってきたんで、ちょっと私、どうしても聞きたい点があるんで、簡単でいいんで、これ、現在、いじめ重大事態発生報告ということで、神戸市内で何件まず上がっているかという件数、それから、そのうちに、解決という言葉が適当なのかどうか分かりませんが、もしそういう言葉を使って許されるんだったら、子供が3カ月来てなかったけれども復帰した、これが解決としては1つのめど、それから、あるいはもう解決できずに小学生は——その子供は中学生に行った、あるいは転校した、そういったようなことですが、まず、重大事項の中の件数で何名の子供が学校に復帰することができたか、その数字を教えてください。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 今、重大事態の報告でございますが、今のところは6件を現在私どものほうで報告を受けているという状況でございます。少し個別になってしまうんですけども、例えば1件については卒業してしまったりとか、あるいは転校してしまったりとかいう形で、こういったことも状態としてはそういう状態になってございますが、最終きちっと報告書として完了しておるといえるものは6件のうちまだございません。

以上です。

○委員（安井俊彦） いや、そんなに少ないんですか。6件ですか。神戸市内で。本当にそんなに

少ないの。間違いないかな。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 申しわけございません。今、私どものほうで継続しているというのが6件でございます。過去になりますと、今の手元の28年以降では6件以外に6件というところまでしか、今のところ資料としてはございません。

○委員（安井俊彦） ちょっと待って。物すごい数の不登校の子がおるといふふうに報道されてるし、しかも我々は耳にしてるし、僕が知っているだけでも物すごいあるのに、教育委員会の認識は6件ですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 済みません、説明がちょっと不十分で申しわけございません。今申し上げたのは、いじめに関して重大事態として報告を受けておるといふものでございまして、先生おっしゃられています不登校については相当数でございます。不登校と数ということでは少しリンクしておらないということでございます。

以上です。

○委員（安井俊彦） わかりました。私のほうが悪いんだろうと思うんですが、不登校の中でいじめが原因というのはかなりあるはずなので、ちょっとこれ僕は驚くべき数字やと思って今びっくりしたんですが、もうちょっと安井自身も一遍整理してみます。

○委員長（壬生 潤） 他に。

○長田教育長 済みません、こちらの御説明も悪くて申しわけありません。私どもも1度少し、不登校と、それからいじめを原因として30日以上の不登校になった、その中で重大事態報告をさせていただいている部分と、少し整理をさせていただいて、また別途御説明をさせていただいたらというふうに思っております。

安井委員御指摘のように、不登校は本当にたくさんの——残念ながら——数に上っております。今、手持ちで29年度の数字でございますが、小学校で神戸市が397人、それから中学校が1,334人、この不登校対策ということにつきましても非常に重要な課題でございます。当然、私どものほうでは、くすのき教室という適応指導教室なんかも市内に8カ所設けて対応しておりますし、また、各学校におきましては、特に中学校でなかなかクラスに入れないというような生徒に対して別室登校というようなことで個別具体的に対応しているようなケースも非常に多うございます。あるいは、フリースクールとの連携といったことも、今これは全国的に叫ばれているところでございまして、私どもも対応を始めているところでございます。こういった全体的な、やはり物事をパッケージとして考えないといけないというふうに思いますので、また改めて御報告をさせていただきます。

○委員（安井俊彦） ありがとうございます。結構です。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○委員（大井としひろ） この第3期の神戸市教育振興基本計画の中で、策定スケジュールの中で、垂水区の市立中学校在校生の自死事案に関する神戸市いじめ問題調査委員会の調査報告書で指摘・提言された内容を真摯に重く受けとめ、このような痛ましい事案は二度と起こさないよう、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に全力を挙げて取り組んでいくというふうに書いていただいておりますけれども、今回、学校長、あるいは主席指導主事、このお二人の先生方に責任が全て行っておるように私は感じております。メモの隠蔽ということについて、実際には明らかにされていないのではないかと思っております。この納得がいくような——メモの隠蔽のこのところというのは、徹底的なまだまだ調査が必要ではないかと思っておるわけですが、

できることなら弁護士によります徹底的な調査というようなことを教育長はお考えあるのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

- 長田教育長 この垂水区の中学生の事案に関しましては、昨年度も本委員会あるいは本会議のほうでも御答弁させていただきましたが、弁護士2名による、まずメモの隠蔽に関する調査を、昨年5月6月ですか——にさせていただきました。御報告もさせていただきました。また、さかのぼりますと、そのメモに関する報告が中学校から教育委員会事務局に上がってきました平成29年8月以降も、非常に消極的で、極めて寄り添っていない、そういう対応であったというような御指摘もいただいております。

その後、関係した教職員に対して処分も行ったわけですが、処分をする前におきまして、関係教職員に対する聞き取りを改めて教育委員会事務局として行いました。その聞き取りにおきまして、弁護士2名による調査におきまして、基本的に大きく異なるところはございませんでしたので、私どもといたしますと、改めてこの問題につきまして調査を行うということにつきましては考えておりませんが、いずれにしても、今回の市長のもとでの再調査委員会の報告も出たわけでございまして、この中でも厳しく私どもの対応は指摘をされております。そういう意味で非常に重く受けとめておりますし、また、この再調査委員会からの報告書の提言——15項目にわたる提言もいただいておりますので、これからいじめ防止対策、いじめ問題審議委員会におきまして、専門家の方々の知見もいただきながら、適時適切にいじめの対応を行っていけるように、教育委員会を挙げて——学校現場ももちろんでございますが、教育委員会を挙げて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

- 委員（大井としひろ） 今、考えていないというようなお話でしたけれども、今回の計画策定において、事務局、学校園の組織力強化や教職員の資質向上について、この組織風土改革のための有識者会議の議論を踏まえて検討を行う必要があるということで、この議論の中で、事務局と学校の関係のあり方について、この有識者会議では、神戸市教育委員会事務局が学校現場と一緒に課題解決をせず、学校任せ、校長任せの対応を行っているところが見受けられると、そういうふうな形で、組織として必要な統制がとれておらず、設置管理者としての責任が十分に果たされていないように思われると、こういう報告があったわけですけれども、この教育委員会には設置管理者としての責任を十分果たせるような、やはり事務局が学校管理職との風通しのよい関係のもとで、学校状況を十分に把握して、先生方の配置を含めた適切な支援や助言、積極的に学校と事務局が一体となって課題の解決に当たるような組織体制や組織風土に改めていくことが求められているというふうなことが書かれておるわけなんですよ。

そうしますと、今の教育長のこの辺のところも、聞き取り等々考えていないというようなお話でありましたけれども、このメモの隠蔽があったということをやむやにしたまま、学校現場の皆さんと本当に教育委員会、一体となって、子供たちの未来、将来のことを本当に腹割って教育していけるのかどうかということが私は大変危惧をしておりますね。先生方が疑心暗鬼のまま、このまま突き進んでいくというのはどうなのかと思っておるわけですよ。ですので、やはりこのところは、そういう隠蔽というような状況があったということであれば、やはりこのところは徹底的にしないと、これリセットできないんじゃないかと思うんですけどね。もう1度お聞きします。

- 長田教育長 私の耳にも学校現場のほうからいろんなお声があると。今、委員御指摘いただいたようなお話についてはお伺いをいたしております。ただ、このメモの隠蔽等にかかわる調査とい

うことにつきましては、これはもう昨年度、私どもでできる限りのことをやらせていただいて、事実を解明をしたというふうに思っております。ただ、この内容につきましても、もちろん学校現場のほうにも説明はしておりますけれども、なかなかそこで御意見があるというような状況を今おっしゃっているのかなというふうに受けとめております。

いずれにしても、組織風土改革のための有識者会議からの報告にもございましたように、また、私どもが策定をいたしました教育委員会の改革方針、それに基づく実施プログラムの中にもうたっておりますように、やはり教育委員会が一体となって、いわゆるガバナンス——統制がなされていない、これは学校現場と教育委員会事務局の密な連携がなされていないということもその中には含まれるというふうに思います。

したがって、私も特に昨年度は学校現場に足を運ぶ機会がなかなかつくれなかったわけですが、今年度からは積極的に学校現場にも出向いていっておりますし、もっといろんな面で話し合いをしながら、この垂水区の事案の大なる反省と、そして教訓をもとに、少しでも教育委員会の組織、また学校教育現場の学校教育活動そのものがいい方向に向かっていくように、教職員とも膝を突き合わせていろんな議論をしながら前へ進んでいかなければならないと、このように考えております。

- 委員（大井としひろ） もう1度少し話させていただきますけど、今回のこの案件について、私も今回この委員会に入るといことで、今までの文教こども委員会の議事録をちょっと、いろいろ精査させていただきましてね。この中に1つ、2018年の6月6日の文教こども委員会で、当時の部長さんが、委員からの質問で、そこでお答えされておられる答弁というのが、私はこれは納得いかないなと思ったのが、要は4月に着任して、いきなりこのいじめの案件について取り組まれたようなんですけれども、そこの中でおっしゃっておられるのは、忙しかったと。忙しかったので、この辺のところというのは状況が把握できなかったみたいな答弁があるんですよ。だけど、忙しいから把握できなかったというのは、これまさに詭弁じゃないかなと思ってますよ。このところで、この辺のところが、隠蔽とは言いませんけれども、何かあったのではないかなと、いまだに私はこの議事録を見てても感じるわけですよ。そう感じるということは、やはりおかしいことはやっぱりきちとしないと、学校現場の先生方は疑心暗鬼になっておられると思いますよ。

こんな中で、教育長は今、学校園のほうには足を運んでおられるとはいっても、本当に腹割って先生方と話できておるのかどうか、僕は甚だ疑問だと思いますよ。そういう意味では、やっぱりそのところはきちと、本当に徹底的にうみを出してみんなで作っていかうという、その意思疎通、やっぱりベクトルを合わすためには、このところ——今、教育長もそういう声も聞いているというようなことをおっしゃられましたけれども、私はそこはやはりきちとすべきだと。もう1度御答弁いただけますか。

- 後藤教育委員会事務局教育次長 今、大井委員が御指摘になった昨年6月のやりとりというところでございますが、少しこれ説明的になって長くなるかもしれませんが、この事案が発生いたしましたのは平成28年の10月の6日でございます。それで、年度がかわりまして、当該校の校長も入れかわったと。これが平成29年の4月でございます。8月になりまして、現校長が、実はないとされていたメモが残っているんだという指摘を事務局に対してしてこられたというところから、当時の教育長の指示によって3方面に対して調査が行われたと。そのうちの1方向は、今、委員が御指摘のところでございますが、これは当時の学校教育部長と学校教育課長が当該校に出向いて、その校の校長先生に確認をして、本当にそのメモが残っているのかどうか確認をしてくるよ

うにという指示だったんですが、結果的にメモの確認ができずに、しかも教育長への報告もうやむやの形で終わってしまったと。その原因として、その後いろんな事案が立て込んで、その多忙さの中に紛れてしまって、その後その問題をそのままにしてしまったと、こういうくだりの、恐らくやりとりではなかったかと思います。

この点につきまして、先ほど教育長が御説明いたしましたように、弁護士2名による調査でもこのところは繰り返して問題になりましたし、それから、ことし1月には教育委員会による関係教職員の処分も行われておりますが、それに先立ちましての事情聴取におきましても、繰り返しここは聴取がなされたわけですが、結果としては、やはりこれはもちろん、委員御指摘のとおり、甚だ不適切ではございますけれども、忙しさにかまけてそれ以上の調査ができなかったと。これは非常に不適切、また不誠実な対応であるということで、該当の教職員に対して厳しく処分をさせていただいたと、こういう経過でございます。

以上でございます。

○委員（大井としひろ） この件については最後にしますけれども、後でもう1度別件で、いじめの関係でちょっと御質問しますけれども、別件の質問の中の最後の部分で、実はちょうど選挙の——4月前後ぐらいの選挙の期間中のころに、このいじめの問題で、2年、3年前からずっとあった問題で、いろいろありましたんですけれども、私がそういうさなかだったので、対応できなかったということもあって、保護者の方が弁護士協会に相談されましてね。これで、子ども権利委員会というんですか、そこのほうから弁護士が3名来られて、教育委員会で聴取があったように聞いておるんですけれども、その辺の状況というのはどういう状況になっておるか、ちょっとお聞きしたい。

○江尻教育委員会事務局児童生徒課長 その件に関しましては、弁護士が3名来られまして、学校にヒアリングをさせていただきます。学校のほうでは本人に対していじめがあるということは認めました。一方、いじめられている当該生徒もほかの生徒をいじめているということがありまして、両方いじめているということを学校のほうはきちんと弁護士に報告させていただきます。その後、弁護士のほうはさらに戻りまして、本人さんに話を聞きに行かれまして、本人のほうはこれ以上の調査はもう——本人としてはもう今は元気に学校に通っているということを弁護士のほうに報告されまして、それを受けまして弁護士は学校に対しまして、これ以上の調査はもう行わないので見守っていただきたいという報告を我々は受けておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大井としひろ） 要は弁護士のこの調査というのが、要は今回の調査と全く——身内の弁護士の調査という言い方は語弊があるんでしょうけれども、今回のこの弁護士協会の——子ども権利委員会の弁護士の方々の調査というのは、多分——どういう言い方をすればいいのか——徹底的な調査があったのかなと思っておりますよ。こういう調査をやはりぜひしていただけるようお願いをしておきたいと思っております。ということで、この件は終わります。

これから、教育長、学校現場にいろいろ行かれておられるということで、2～3お聞きしますけれども、学校現場の状況についてちょっとお尋ねしますけれども、学校における先生方の更衣室というのはどういう状況になっておられるのか御存じですか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 全てを把握できているわけではないですが、私は教員籍なので、実は経験しましたが、職員室の近いところに更衣室を用意している学校も多いです。ただ、場所がとれないところについては少し遠くなっているというのもございますけど、特に女性教員のた

めには何らかの更衣室は用意していると思っております。

○委員（大井としひろ）　ということは、学校現場の更衣室というのは、それなりに整備されておるということで御認識されておるということでしょうか。

○住谷教育委員会事務局教育次長　基本的に整備されていると思っております。

○委員（大井としひろ）　今後また私も学校現場見させていただいて、本当に今の答弁がそのとおりなのかどうかは調査させていただきます。ということで、終わります。

2つ目が、先生方の休憩時間の取得について実態をお伺いしたい。例えば1時から1時15分、16時から16時45分という、この休憩時間というのがどういうことになっておるのか、その辺の実態どう調査されておるのか、ちょっとその辺お聞きしたい。

○住谷教育委員会事務局教育次長　委員御指摘の休憩時間ですが、学校のほうで先ほど言った時間帯で休憩時間のほうは設定しておりますが、ただ、全員がその時間に休憩をとれているかというのと、とれてない場合が多いと思っております。ほとんどの先生方が教室、グラウンド、さまざまなところで子供たちと、見守りを含めて、談笑してたりということで、休憩時間のほうも子供たちと一緒に過ごす時間が多いと認識しております。

○委員（大井としひろ）　休憩時間という意味で、例えばお昼の休憩ね。先生方はお昼は休憩時間じゃなくて、子供たちと対面で食事するというので、休憩がとれてないというのは聞いているんですけど、ここはやっぱり大事ななだと思えますけどね。先生と子供たちが食事しながら会話するというのは。ただ、ここを先生に任せなくて、例えばランチスタッフとかというような、お食事の時間だけは、そこは子供たちと上手にお話しできる、そんな人たちを配置していただくなり、そんな人がおられれば、先生って休憩時間とれるんじゃないかなとか考えるわけなんです。こんなランチスタッフなんていう、そんなイメージというのは教育委員会にはあるんですか。

○住谷教育委員会事務局教育次長　小学校においては、ランチルームということで、違う部屋で給食をとったりというのはございます。中学校のほうは、弁当もしくは給食ですので、教室ということになりますので、そこで担任以外の先生方、特に学校外の方が入られるというのは、余り考えにくいのかなと。入ったとしても、担任もしくは学年の先生と一緒に同席をするというような形になると思います。

○後藤教育委員会事務局教育次長　私もこの3月まで港島学園の学園長を兼務しておりましたので、その経験も踏まえて御答弁申し上げますが、これは住谷次長も御答弁申し上げましたとおり、休憩時間、休息時間というのは定めとしてはございますが、ほとんどこれについては消化できてないというのが実態ではないかなと思っております。これは小学校の例なんですけど、お昼は給食指導がございまして、その後は清掃指導ということで、本来は休憩とるべき時間でも子供たちの掃除の指導をしていると。場合によっては自分たちで率先して掃除をしている教師ももちろん多数おります。

ただ、この現状は好ましくないということで、国のほうからは、必ず免許職である教師がしなければならない業務と、それ以外に外部人材が肩がわりできるような業務にきちっと仕分けをしていこうという議論が進んでおまして、例えば清掃指導についても、必ずしもこれは教員がする必要はないと。外部スタッフが活用できるのではないかという御提言もいただいておりますので、今後、そういった国の指摘も踏まえながら、これは決して放置できる状況ではございませんので、神戸市としても対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（大井としひろ）　次に、また別の観点の質問をさせていただきます。先ほど事業概要の中

で、14ページの学校の校舎の改築の関係で説明がありましたけれども、灘区の建てかえる小学校で先生方の駐車場をつくらないというようなことをお聞きしたんですけれども、これは本当ですか。

- 後藤教育委員会事務局教育次長 委員御指摘の学校は、これは恐らく高羽小学校のことかなと思っております。当委員会でも随分過去にも質疑をいただきましたが、今、学校に隣接して児童館が建っているわけですが、それを南側の児童館の跡地に移転をして、そこを過密化対策のための校舎にしていくという過程の中で、どうしても今までどおりに職員向けの駐車場が確保できないというような状況が生じているのは事実でございます。それについては、教職員のほうにも事前にお伝えをしているというところでございます。
- 委員（大井としひろ） そしたら、別の学校では、工事の都合で先生方の駐車場が使えませんか突然通告されたと聞いておるんです。これは本当ですか。
- 後藤教育委員会事務局教育次長 その御指摘というのが、恐らく高羽小学校に隣接をいたしました東灘区内の小学校での事例かなというふうに思っておりますが、これにつきましては、管理職には事前にお伝えをしておりましたんですが、この3月末の定例異動等で先生方への説明が後手に回ってしまったというところで混乱を生じていると。こういったことは私どもとして把握をしておりますし、これについては非常に申しわけないことであつたというふうに考えております。
- 委員（大井としひろ） 申しわけないということで済ませれることでしょうかね。これ先生方来れなくなったら、子供たちどないされるつもりでおられるんですか。
- 後藤教育委員会事務局教育次長 この教職員の車による通勤というのが、幾つの場合に応じて整理をする必要があると思っております。1つはどうしても——つまり遠隔地の学校で、公共交通機関がないと。車によらなければ通勤できないと。これは目的内使用というふうに整理をしておりますし、それから、子育ての関係ですとか親御さんの介護の関係で、できれば車を使いたいという場合には、目的外使用許可ということで、これは限られた範囲内で駐車料金を徴収いたしまして、可能な限り、敷地に余裕があればということで許可をしているというケースがございますが、この東灘区内の学校につきましては後者に該当するということで、もちろんこれによって、車であればもう少し早く時間をかけずに通勤できるというところが、公共機関の利用であれば時間がかかってしまったというところでは、御不便をおかけをするわけでございますが、いずれにしても、限られた条件の中で何とか前向きに解決策を模索していきたいというふうに考えてございます。
- 委員（大井としひろ） ぜひ前向きに考えていただきたいと思っておりますけれども、このときに、先ほども駐車料金と言われましたけど、月3,500円徴収されておられるようなんですけれども、このお金というのは何に使われておられますんですか。ちょっとその辺お聞きしたい。
- 横山教育委員会事務局担当部長 歳入として全体のお金の中に、予算の中に入り込みますので、特定のこれに使うということにはございませんが、基本的には学校改修等の予算に充てるという考え方を持っております。
- 委員（大井としひろ） ぜひこういうところのお金をこういう、もし駐車場がないということで、いわば緊急避難的な駐車場を借りるとか、何かそんなところに使っていただければな、そういうところにやっぱり使うべきじゃないかなと思っておりますけどもね。その辺はどうなんですか。
- 横山教育委員会事務局担当部長 駐車料金につきましては、本来目的外の使用になってございまして、基本的には御本人の負担というのが原則となっております。そういう意味では、3,500

円というのは規定をもって決まっておるんですけども、仮に、例えばですけども、近くの市有地で車をとめられるところがあれば、そういったところもできるだけ確保して、安い価格でできるようなことというのは努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（大井としひろ） もう1点お聞きしますけれども、教頭の補助スタッフということで、今、80校に補助スタッフが配置されておられるようですけども、神戸市253校、やはり全校に配置すべきと思うわけなんですけれども、この辺の実現というのはいつごろを目標に設定されておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

○志水教育委員会事務局総務部長 教頭の業務補助スタッフの件ですが、議員御指摘のとおり、現在そういった形で順次数をふやして配置をしておるところで、学校現場のほうも、やはり教頭の補助ということで、教頭の業務の低減化につながりまして、教頭が本来の——児童に向き合う時間でありまして、教職員の相談に応じるとか、そういった業務に割けるということで大変好評です。配置につきましてはこれから順次ふやしていきまして、できるだけ多くの学校に早く配置できるように努力していきたいと思っております。

○委員（大井としひろ） ぜひ最優先にこの教頭補助スタッフ、253校にやはりスピード感を持って配置していただくように、予算どりはぜひお願いをしたいと思います。

私、教頭先生というのは、朝が一番に来て、帰りは最後までというような、何か聞くと、なり手が無いというか、教頭先生ってそういうハードな仕事ということをよく耳にするんですけども、この朝早く一番に教頭先生が来なければならないというのは、これはいかがなものかなと。やはりいろんな方々がおられるわけで、その辺の分担とか、そういうのもぜひ考えていかなければならないと思っておりますけれども、この辺の多忙化という意味では、教頭先生の多忙化のこの辺の、まあ言えば対策というのは、この補助スタッフを最優先につけていただくというのが一番なんですけれども、そういう朝一番に来なければいけないとか、こういうのはやっぱりどうなんですかね。

○志水教育委員会事務局総務部長 私も先日学校現場に少し、2日ほど実態を把握しに研修に行かせていただきました。おっしゃるように、朝は7時半ぐらいには教頭を初め多くの先生がもういらっちゃって、8時前から教頭を中心として朝のミーティングを行うと。これはやはり児童が登校する8時から児童と向き合う時間で、夕方までずっと続くということで、そういった業務を朝の早い時間にやっているということです。

委員御指摘の教頭の業務の負担の軽減化というのは最優先課題ということで、補助スタッフを初め、さまざまな取り組みをやっておるところでございますが、教頭のみならず、教員の多忙化対策というのは重要な課題でございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員（大井としひろ） ぜひその辺のところも含めて、やっぱりみんな、やはり最終的には子供が一番——オール神戸で先生方が、教育委員会が、保護者の皆さんが、地域が、みんなが一体となって子供を育てていくという、そういう体制をつくるためには、やっぱりその辺のところというのも十分みんなでカバーしていくような体制というのが必要ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

それで、私はここから本題というか、一番大事な話をさせていただくんですけども、今年の7月に、当時教育長に直接御相談させていただいて、平成29年の6月前後に中学校のところでいじめがあったということで、いろいろ私は教育委員会とやりとりさせていただきました。そして、

そのやりとりをさせていただいた過程で、1カ月少しした——7月13日ということは、ちょうど今から2年ぐらい前の7月ですかね。中学校の先生が自死されたんです。この問題は、私は親御さん、保護者の方々から相談を受けて、教育委員会とやりとりしたときに、私は直接先生とはやりとりしておりませんが、突然亡くなられた。このときに何があったのかということなんですよ。

先ほどの文教こども委員会で、6月16でしたか、忙しかったという部長の御答弁があったと申しましたけれども、まさにそのときなんですよ。そのときに、このところで最終的に私は今の教育長に、こんなことがあったんですが、当時の教育長なり、御存じですかと、今の教育長は御存じですかと、調査してほしいということで、時間をかけていただいても結構ですということで、いただいたのが、30年の7月に、この件で、ここでは最終的には御本人の家庭の事情で亡くなったみたいなのを、書類はいただいていますけどね。

私はここは、当時、本当に教育委員会の中では、この垂水の問題、あるいは先ほどの答弁ではいろんな問題があった中で、学校の中で、先生方の中で、要は子供のいじめじゃなくて、先生のいじめがあったんじゃないかと思っておるんですよ。この問題も、もう内部で調査したということで終わっておりますけれども、これも僕は弁護士が徹底的な調査をして、何があったんだというのは明らかにしていただきたいと思っっているんですけども、教育長、この処理、これでもう済ませていいのかどうなのか、それも含めてちょっとお尋ねします。

○長田教育長 確かに昨年の7月ごろですか、大井委員のほうからそういうお話をお受けをして、私が前の総務部長に指示をして、改めてどういう状況だったのかということのを調べさせていただいた記憶がございます。そういう意味で、今おっしゃっている件につきましては、当時の調査に、昨年も当時の調査をもとに確認をいたしましたけれども、それ以上のものは出てこなかったということで御説明をさせていただきました。

垂水の件もございましたので、いろんな面で教育委員会は信頼を失っているという状況にあることは私も重々承知をしておりますし、何とかこの信頼回復に向けて、教育委員会を挙げて努力を精いっぱいしていかなければならないというふうに思っているところでございますが、御指摘いただいております件につきましては、これ以上の新たな事実はないものというふうに認識をいたしております。

○委員（大井としひろ） 最後にしますけれども、もう1度お聞きしますけれども、当時の雪村教育長はこの件は御存じだったんですか。

○長田教育長 昨年、私が記憶しております限りでは、前教育長に確認をしたかどうかという、その認識があったかどうかということまではちょっと私、記憶にはございません。そういう認識をしていたという明確な記憶もありませんし、していなかったというような、そういう記憶もございません。

○委員（大井としひろ） 最後にしておきますけれども、推測で物を言うのは語弊があるんですけども、やっぱりどこかにとげが刺さっているんですよ。要はこれね、私ら議員もそうですけれども、議会も、それから保護者も、子供たちも、先生方も、教育委員会も、地域の皆さんも、これみんな子供たちどうするんやということを実際に腹割ってやらないと、どこかにとげ刺さったまま、先生方が先ほどの隠蔽というふうなことを思っておられるんじゃないかなと私は感じておるんで、そういうところも含めて、本当に腹割って、その辺のところの状況をみんなに変えていこうという、そのところは、やっぱり教育長に全てかかっているんだと思いますんでね。

そういう意味では、やっぱり思い切って大胆にその辺のところというのはしていただいて、そのとげはきっちり抜いた状況で物事を進めていただけるようお願いして、終わっておきます。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○副委員長（岡田ゆうじ） 今、大井先生が最初と最後におっしゃったことは大変、本委員会の運営にとって重要なことでありまして、先生、過去の議事録をお読みになったということなんです。前回、前々回まで本委員会では組織的隠蔽について非常に検討してきたという経緯があります。

伊丹のいじめに遭った遺族の方もこちらのほうに要望に来られて、組織的隠蔽があったのかどうかということ強く御主張されて、それはテレビ報道までされたんで、私も知っておるわけですが、先ほど小林先生が1つの区切りがついたと。私もそのように思いますし、遺族の方と教育委員会との関係、地域と教育委員会の関係というのは、また7月3日以降説明会もありますけども、一応再調査委員会としての報告書が出たんで、区切りはついたんですが、いわゆる組織的隠蔽の問題について、教育委員会のガバナンスとして、今正常なのかどうかということが、我々議会がどう判断するかという問題は、全く区切りがついてないし、終わっておらないと。

前々回かに来られた伊丹の方は何ておっしゃっておられたかという、組織的隠蔽を調査すべき我々議会の役割を放棄をした自民党、公明党、そして市民連合は議員に値しないと、議員をやめるべきだとまでおっしゃって行かれたんです。そうした中で、我々の——私の前任であるところのかわべ宣宏副委員長、そして五島大亮副委員長は——前委員長ももちろんそうでありまして、大変御苦労なさった中で、ある種一定の回答を出されました。

ただ、実は私は、組織的隠蔽というガバナンス上の問題は決して恐れることなくここで解明すべきだと思っているし、1つ、先ほど長田教育長から、去年我々教育委員会の中で調査して、もうその件は決着がついたと言ったんですが、私はその調査をした弁護士自身が雪村教育長と——何ていうか、雪村教育長の下で仕事をもらっていた弁護士だと。だから、利害関係者だから、中立性がないということを申し上げました。その前にも、雪村さんはメモのことを長田教育長にちゃんと引き継いだんですかという質問をしたら、引き継いでないということが明らかになりました。この2点をもってしても、にわかに組織的隠蔽がなかったんだと当局の中で結論づけても、我々議会のほうで結論づけるというのは、早急に過ぎると思うんですね。

それは実は大井先生だけじゃなくて、私がいた2年前のときの市民連合の先生も、これを学校の先生だけに押しつけていいのかと。当時の校長だけが何か悪いことをして、腹をくくって、全ての罪を負って離脱していったと。彼ら2人だけが悪いんだということで本当に決着がつくのかということをおっしゃっておられました。

今、きょうから始まったこの壬生委員会の構成を見ても、自民と公明とリッパで6名で、それ以外の会派の方で6名で、そういう意味ではある種、1人でも2人でもそうでないということになったら、再びこの間の伊丹の方のような申し出が議会にボールとして来たときに、最悪真つ二つに分かれて委員長採決ですし、もっと言えば、これまでとは違う結論になることもあり得るんです。

だから、そういう意味で、最初、安井先生がおっしゃったのは、我々議会として結論を出さないといけないと。組織的な隠蔽があったかどうかと。そのためには、例えばその当時の校長先生を呼んで、本当はどうだったんですかと。教育委員会としての結論は出ましたけども、我々議会としては結論はまだ進んでませんと。何ていったって、前回までそういう話があったんですから。

まだ全然終わってない話ですから。

だから、これは壬生委員長とも御相談の上、冒頭わざわざ安井先生が月1回に限らずとおっしゃっていただいたのは、そういうことも含めて、何だったら当局を呼ばないで、我々議員だけで、いわゆる学校の先生だけに罪を押しつけるような今の当局の結論でよいのかと。もしそうじゃなかったらどうするんだと。我々議会で何ができるんだということも含めて話し合っていきたいと思っていますので、そういう意味で、教育長としては、教育委員会としては1つの結論をお出しになったけれども、私はその調査の弁護士自体が中立性を欠いておったということはずっと言い続けていることですので、その結論、この壬生委員会、この1年間の中で、ある種決着をつけて、これ2年前の話ですので、次の代の委員会まで引き継がないように、我々の中で、結局組織的隠蔽はやっぱりなかったんだとするか、もしくは彼ら2人だけの犯罪では決してないということにするかは考えていかないといけないというふうに思っております。

六甲アイランド高校の飛びおり事件について質問したいんですが、休憩します。小林先生も何か質問されたいです。

○委員長（壬生 潤） それでは、この際、暫時休憩いたします。

15時20分より再開いたします。

（午後2時57分休憩）

（午後3時9分再開）

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 済みません、先ほどのやりとりの中で、私の発言で間違い等ございましたので、修正をお願いしたいと思います。

1点につきましては、やりとりの途中で中学校名称を出しかけた部分がございます。それについては削除をお願いしたいと思います。それから、もう1点は、いじめ重大事案の発生報告の3点目につきまして、児童が休んでいる、休み始めたところが4月、5月と申し上げたんですけれども、1月から休み始め、一旦4月に出てきましたが、その後、4月、5月、休んでおるといのが正確な答弁でございます。申しわけございませんでした。

○委員長（壬生 潤） それでは、事業概要の説明も含めて、教育委員会の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 先ほど来、垂水のいじめからの教育委員会の再生、また立て直しということがありましたが、この六甲アイランド高校の生徒の飛びおり事件も、実は2年前からずっと問題になり続けている、これは1つはやっぱり教育委員会の対応不十分によるものだと私は思っているんであります。

私が2年前に委員会にいたときは、説明としては、何らかの事情があって生徒さんが飛びおりられたというぐらいの話でしたので、何で飛びおりたんだろうかなというぐらいの認識でしたが、前々回ぐらいの資料の中で、生徒さんは――報道も当時2017年の年末ぐらいから出始めたんですが、初日は7時間半で、2日目は9時間弱、要は合わせて16時間ぐらい格子のついた窓の部屋に閉じ込められていたと。とうとう耐え切れなくなって、その生徒さんは5階から飛びおりられたんだという、本当にぞっとするような話をよく神戸市はこれまで抱え持っていたなと思うんですが、まず一つ一つ聞いていきたいんですが、初日に7時間半で、2日目に8時間45分、これだけの長期にわたる監禁というか、別室に閉じ込める指導というのは、これはいわゆる体罰なんですけれども、何でこの教員は、体罰を行った教員としての譴責も処分も受けておらずに、いまだ教

育現場にい続けているのか、これが一番の疑問なんです、それにお答えいただきたいと思えます。

- 住谷教育委員会事務局教育次長 御質問の指導時間の件ですが、1日目が7時間30分、2日目が8時間45分というのは事実でございます。ただ、そのうち指導したのが1日目については35分、それ以外の時間は、作文を書いたりであるとか、あと当然、途中には昼食もとってますし、実際にいじめに関する指導が行われたのは35分だというふうに認識しております。

2日目については、指導では1時間、この折も作文等を3時間、冬休みの課題をしている時間も2時間15分ということで、全ての時間が指導に使われた、監禁されたということではございませんし、当然、途中にはトイレ等、行ってもよいということではしておりますし、そういうふうに認識しております。

- 委員（岡田ゆうじ） そういう説明を続けてるんで、市民の誰も納得しないんであります。教員が別にそこにい合わせたかどうかは問題ではなくて、別室指導というものが行われていたと。その生徒が事実上教室に授業に復帰することができずに、別室にずっと続けさせられていたのが16時間だと、これが問題だと言っているんです。だから、先生がいた、一緒にいた時間が30分しかなかったから、問題ではありませんというのは、おおよそ的を外しているんであります。

何で私がこういうことを言うかということ、文部科学省は大阪の桜宮体罰事件以来、大変こういう体罰に関して非常に敏感というか厳しいルールを定めているんです。もちろんそちらにおられる皆さんも全員知っておられることではあると思うんですが、平成25年の3月13日に、文部科学省は初等中等教育局長の通知として、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてという全国通知を出しています。その中で、どういうものが体罰に当てはまるかというのを列挙しているんです。その中で、これは保育士の試験とかにも出てくるやつだから、もう皆さん全員御存じの話だと思うんですが、その中で、体罰、通常体罰と判断されると考えられる行為の中で、被罰者に肉体的苦痛を与えるようなものということで、そのまま読みますが、別室指導のため給食の時間を含めて生徒を長く別室にとどめ置く、一切室外に出ることを許さない、これは体罰だと明確に定めているんです。

当事者、御家族いわく、格子のついた窓に、合わせて16時間も閉じ込められたと、私41年間生きてきて、そんな経験したことないですよ。生徒さんは、お昼になっても、お昼御飯を食べさせてもらえなかった。だから、みんなが弁当を食べるにおいがばあつと伝わってくる、おなかはずいても、先生もいない。さっき言ったみたいに30分しか指導してませんから、あとは放置して、出るなどだけ言い残して行ったんです。弁当も食べられないし、これは拷問じゃないですか。2時ごろになって、午後2時ごろになって、思い出したのか、忘れてたのか知らないけど、ああ、もう、弁当食べていいぞと。そのときに、トイレに行きたければ行ってもよいと、初めてそこでトイレに行くことを許されたらと御家族は言っておられるんですね。そこは当局としては認めないのかもしれないけども——御家族の御主張だから。少なくとも別室指導を合わせて16時間していたのは、これは文部科学省の定義によったら体罰じゃないですか。そのことを言っているんです。何で体罰じゃないとしているか、その根拠を知りたい。それは30分しか一緒に先生がいなかったからというのは、何の根拠にもならない。文部科学省の基準に一切そんなこと書いてないから。何で18時間監禁したのに体罰にならないのか、それを明確に教えてください。

- 住谷教育委員会事務局教育次長 保護者のほうから要望書等が出たときに、こちらが認識しているものと随分違うのが出ております。今、指摘がございました昼食時間とかトイレの件もそうで

す。その後、再度、関係職員のほうにも委員会のほうから聞き取りはしております。食事、トイレについては、校時表に基づいて自由に行うよう許可していたということで聞いておりますので、少し保護者の方が言っていることと、私たちの認識していることが違うのかなということで思っております。

ただ、その辺を埋めるために、当該生徒からの聞き取りをしたいということで、再三、弁護士を通じて、代理人を通じて申し出をしましたが、かなわなかったということで、今回の今に至る経過になっております。

○委員（岡田ゆうじ） 人の話を聞いているんですか。だから、御飯の問題とかトイレの問題は、御家族の御主張だから、当局は認めてないかもしれないかもしれませんねと申し上げましたでしょう。そうじゃなくて、前々回の委員会資料の中で、六甲アイランド高校の生徒転落事故についてと、当局がおつくりになった、当局がお認めになっている事実で、初日は7時間半で、2日目は8時間45分、別室指導で要は閉じ込めたわけでしょう。そうじゃなかったら、教室に戻って授業を受けているわけだから。それが文部科学省の平成25年3月13日基準によったら、体罰に相当するんだということを行っているんです。それについてだけ答えてくれれば結構です。

○長田教育長 この長時間の別室指導、これは余りにも長時間、時間が長過ぎるということで、これは全く望ましくないということで、即時に指導をして改めさせております。委員御指摘の体罰かどうかということでございますが、先ほど次長申し上げましたように、この別室指導、長時間ではありましたが、その中で、教員、担当教員に二度にわたり聞き取りをいたしましたところ、トイレあるいは食事も含めまして制限したということはなく、自由に行うよう校時表に基づいて自由に行うよう許可をしていたというふうに、私どもは聞いております。

ただ、これ、保護者のほうから出てまいりました調査要望書もちろん私目を通してありますが、全くもって食い違っております。そういう意味で、市長のほうへのこの調査要望書が4月に出てまいりまして、第三者委員会そのものが教育委員会のもとで設置をいたしますが、委員の選任等々につきましては、市長のほうで行財政局のほうで行っていただくということになったところでございます。

いずれにいたしましても、文科省の通知等に基づきまして、今回の経緯には言い分が食い違っているところはありますけれども、それはそれとして、体罰に当たるのかどうかということにつきましては、私どもとしてもしっかりと確認をし、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（岡田ゆうじ） 文部科学省も遊びでやってるわけじゃないもんですから、きょうの議事録等も踏まえて、私も文部科学省に再度照会をしたいと思うんですね。別室指導を行ったということを、当該六甲アイランド高校ではしばしば行われていたようなんですが、別室指導をするにも条件があるんですね。学校の先生がちょっとむかつきたと、きょうは気分が悪いと、だからこいつちょっと3日ぐらい別室指導してやろうかみたいな、そういう恣意的な判断になると、これはもちろん体罰だし、教育現場の安定性にも必ずするし、もちろん月謝を払って公教育を受けたというある種の契約をした生徒に対して、これは契約の不履行にもなるし、いろいろな問題があるんで、文部科学省は平成19年2月5日の、いわゆる別室指導についての定義、問題行動を起こす児童・生徒に対する指導についてという通知も出しておるんです。これも非常に有名な通知なんで、皆さん知っておられると思うんですが、別室指導、児童・生徒を教室外に退去させる等の措置についての条件、別室指導の条件というのを挙げておるんです。第1に、単に授業に遅刻

した事、授業中学習を怠けた事等を理由として別室指導をすることは許されないと、これは明確に言っています。

2点目が、当該授業の――要は別室に当該移した間、その児童・生徒のために当該授業にかわる指導が行われるのであれば、懲戒の手段足り得るとは言っているんです。だけど、今回のケースでは、先ほど住谷次長がおっしゃったとおり、30分しかやってませんので、文部科学省が求めるいわゆる懲戒の条件になっておらないと思います。これはだからルール外の別室指導だと思います。

3つ目は、喧噪その他の行為により、ほかの児童・生徒の学習を妨げるような場合、要は、このまま教室に置いておくと、ほかの人の授業の迷惑になるといえるときは、これは別室指導して構わないと、文部科学省は全国通知の中で言っておるんです。これも当時の学級崩壊等の事情を踏まえて、また体罰等の社会問題がいろいろ相次いだ中で出された有名な通知なんですけど、今回のケースに当てはめると、この被害者――飛びおりを迫られた被害者は、何の理由で、どういう理由で別室指導をさせられてしまったのかと。今の挙げた項目の中に当てはまるものはあるのか、もしくはないけど、指導教諭の判断でやったのか、その点について明らかにしていただきたいと思えます。

- 住谷教育委員会事務局教育次長 この件に関しましては、なりすましというメールでのトラブルがあったということが、以前の答弁等でも出てきていると思うんですが、ほかの生徒からなりすまし、それからメールでのトラブル、いわゆるいじめと疑わしい訴えがありました。それによって、学校に来にくい状況があったということで、指導のほうでスタートをしたということで、該当生徒を3名、別室のほうで指導をしたと。その間、話のほうで食い違うところもあったので、長時間、別室でとめおくことになったというふうに認識をしております。
- 委員（岡田ゆうじ） それは、我々こう思ったからそうしたというだけであって、わざわざ文部科学省の通知を説明をした私の質問に答えてないよ。そういうある種違法行為に近いようなことが行われたことは、我々も知っているわけです。そうじゃなくて、文部科学省がむやみやたらに別室指導してはならないと。遅刻したとか学習態度が悪いぐらいじゃやっちゃだめですよ。もし児童の学習権を奪うんだったら、その代替の授業を与えてくださいと。もう授業が進行が妨げになるぐらいの喧騒をもたらす、そういうことだったら、別室指導もやむを得ないよと言っておるんです。今の住谷次長の説明は、この文部科学省のルールの何に答えての答弁だったんですか。答えになってないじゃないか。
- 住谷教育委員会事務局教育次長 いじめに関しては、該当生徒を守るという立場で、学校が緊急性があるということで、別室指導を行ったというふうに認識をしております。先ほど委員が言った3つだけ以外の面も考えられるのではないかなと思っております。（「今の答弁でいいんですか、教育長。いいのか、今の答弁で。」の声あり）
- 長田教育長 今、岡田副委員長が御指摘いただいております文科省の別室指導の通知、あるいは学習権の保障、こういったことに照らし合わせて、今回のことがどうであったのか、私どもとしても、いま一度、文科省にも確認し、しっかりとそのあり方がよかったのかどうか、検討をさせていただきたいというふうに思っております。
- 委員（岡田ゆうじ） 大変深刻な答弁を今、住谷次長されましたよ。私はその責任は絶対問うていきますよ。あなたは、当事者が、教員が判断したら、自由に別室指導ができると言ったんですよ。それはいじめを防ぐためとか、何かいろんな理由があつてね。そんなことをしたら、いつ

いかなるとき教員は、それは気分が悪いとか、この子は嫌いだとか、そんなんでも別室指導できるんですよ。そんなことを公教育として許されるわけないし、文部科学省がだめだと言っているのに、あなたどういう権利でそんなことを言うのか。要はそのこと自体が問題になっているのに、そういう答弁をするというのは、どういう認識なのかなと思う。

もう1点確認するのは、じゃあ、この別室指導というのは、学校長の許可をとってされたものですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 今回の指導につきましては、学年指導という考え方であります。学年指導については、当該の学年の教員による指導でございまして、その件については、原則として事後に管理職に報告するという学校内のルールになっておると聞いてございます。以上です。

○委員(岡田ゆうじ) だから、校長の許可もなく、校長の許可もなく、御本人と担任の先生ぐらいいには相談したんでしょう。一部の人間だけが知る中で、この子は教室に行くなって、朝の9時から夕方5時までずっと格子のついた窓の部屋に閉じ込められて指導を受けたんです。何でこんなことをされたんですかという根拠を示してくださいとなったときに、いや、それはメールで何かごちゃごちゃやってたからですと。そんなんで市民の理解は当たり前だけれども、司法機関なり、中立な、訴訟になるかもしれないけれども、それで説明がつくと思っただったら、それは恐ろしい教育委員会だと思いますよ。ナンバー2がそんな認識であるんだしたら。

その認識は、明確に報道等にもあらわれておるんです。当時、飛びおりがなされた数日後ですけど、神戸市教育委員会は、この16時間閉じ込めた指導について、比較的軽い指導だったということをして12月26日の記者会見でそう語っているんです。比較的軽い指導だったと。こういうことをやることもあるよねというぐらいの雰囲気だから、閉じ込めて指導をした指導担当の先生は、飛びおりをした事故当日に、御家族に対して、なぜか勝手に飛びおりたみたいですよと、指導に問題はなかったのですがと、開口一番そう言ったというんですね。これはひどいかどうか、倫理的にいいか悪いかとか、もしくは教育委員会との整合性の中で真実かどうかという争いはあったとしても、よくあらわしているのは、そんなに悪いことをしてないと。この指導教諭というのは、別に悪いことをしたわけじゃないんだと、こういうことをすることだって教育現場はあるよねと、そういう認識が根底にあるんです。

だから、垂水のいじめ事件も大して区切りはついてない、区切りがついたといっても、教訓は生かされていないんだけど、この六甲アイランド高校も2年間こうやってずっと問題になって、まだ解決しないのは、教育委員会の常識が余りにもずれている。世間の常識もそうだし、いわゆる司法とか法律とかの関係もそうだし、文部科学省が求める教育のガイドラインからも大きく外れているんです。そのことが問題だと思うんです。

先ほどメールで云々ということをおっしゃったんですが、別室隔離をしないと、教室中にいじめが蔓延するような、そういう認識で当時おられたんですか。もしくは、どれぐらいの危機感を持って、指導教諭というのは別室指導するという判断に至ったのか、それについて教育委員会が把握していることを教えてください。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 当時、先ほど次長が申し上げたとおり、SNSあるいはメールでのなりすまし等々、いじめと疑われる事態があり、反対側の被害を訴えている生徒については、かなり厳しい状況で、もう休むかというぐらいのところまで来ていたというふうに考えてございます。そうしたことから、当時、教員が緊急性を考えて、直ちに指導に入ったと。複数名

いたために、先ほども申し上げましたとおり、複数名おったことから、別々に話を聞いて話の整合性をとろうということの作業をしておったということでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 全然そんなことを聞いておるんじゃないですよ。今の話だと、ある生徒が、あの子にいじめられたと、あいつだめと言ったから、16時間も閉じ込められたの。そうじゃないでしょう。先生が何か現場を見て、もしくは何か物を見て、誰々死ねとか書いてあるのを見て、ああ、これはいかんなと思ってやったのか、今おっしゃったように、ある生徒が、あの子とあの子とあの子、だめ、いじめたって、それだけで閉じ込めたのか、どっちなんですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 当該生徒からの訴えと、SNSの画像等をもとに指導に入ったというふうに考えてございます。

○委員（岡田ゆうじ） それは、今、適当な言い方というか、誤魔化してやっていると思いますよ。だって、指導が始まるまで、指導教員がツイッターのことも何も知らずにしゃべってるんですから。そのとき初めて、警察みたいなもんですわ。犯罪者を尋問する警察みたいなもんで、そのとき閉じ込めて、格子のついた窓の部屋に閉じ込めて、何か見覚えがあるだろうと、探り捜査というかね。それで明らかになった案件であります。じゃあ、何でかといったら、そのSNSは、アカウント制限をされているんで、よもや他人は見られないんです。だけど、子供だから、ちょっとからかうような態度をとって、何となくぴんときたんでしょう。だから自分はひよっとしたらあのグループにからかわれているかもしれない、いじめられているかもしれないと相談をしたんです。そうじゃなかったら、不正アクセスをしたことになりますよ。そんなあらかじめ知ってたんであればね。もう1回明確に聞き直しますと、要は大した物的証拠もなく、何かを見たわけでもなく、生徒の証言だけで別室指導を2日間、16時間もしたんだということによろしいですね。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 まず、生徒の発言というのは間違いございません。あと、アカウント等制限された中ではあったんですけども、またそういったなりすましだという情報も得た上で指導したというふうに考えております。

○委員（岡田ゆうじ） そのなりすましと、いじめを訴えた報告とは何か関係があるんですか。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 なりすましについては、生徒からの訴えということでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 世の中にもいろいろ好きなアイドルのなりすましアカウントとか、別人になりすましてつくるようなことがあるんですが、それが閉じ込めて指導するほど重大な案件だと判断したのは何ですかというのをさっきから聞いているんですが。

○藤原教育委員会事務局学校教育部長 確かに指導時間については相当長いということですが、一方で、御指摘もありますいじめについての対応というのは、早期にする必要があるというふうに考えてございましたので、そういった対応をさせていただいたということでございます。

○委員（岡田ゆうじ） だから、それだけの監禁をするのであれば、適正手続がないと、これは刑法220条の監禁罪に相当するものだと思います。刑法220条の監禁罪というのは、別に鍵を閉めてなくても、ここから出るなと言うだけで監禁罪というのは成立すると。

例えば、余り長々と言ってもあれですが、昭和40年の6月25日の最高裁判決では、監禁の定義として、脱出が可能であったと即断することができないような状況、シャキに追い込んだら、あえて施錠や監視を必要としなかった状態でも監禁罪に問われるし、当時、被告人に、だからといって監禁の意思がなかったものとする所論は到底採用することができないと。だから、監禁罪で

有罪としているんです。

今回の子は、退学をほのめかされているわけですね、既に。出たら退学だと。実際には退学にできませんよ。退学にするのは学校教育法の施行規則に厳しい定めがありますので、絶対に退学にはできないんですが、そうやって、おまえ退学になるぞ、なるぞという脅しをかけられた上で、一歩も出られなかったんです。飯を食わせたかとか、トイレに行かせなかったのかというのは、それは争いがあるとしても、もしそういう強制がなければ、教室に戻って授業を受けてたんですから、何らかの強制があって、そこに閉じ込められたのは当然なんです。だから、別室指導というのは、皆さんが考えてるような甘いもんじゃないんです。常に体罰や監禁罪とのすれすれの世界なんです。だから、文部科学省は明確なルールを定めてるし、校長先生以下みんなが知る中で、彼は別室指導をする、仕方がないねと、停学にするぐらいだったら別室指導にしてあげようと。例えば2日間、3日間と。そうやって決めるものなんです。

だけど、今回は、この先生が、ある生徒に何かよからぬことをしているとされた。そこからこうですよ。朝9時から夕方5時までずっと監禁された。2日目もされた。耐え切れなくなって飛びおりたんです。それを何で比較的軽い指導だと思うのか、何で大したことじゃないと思ってるのか、その非常識を私は一番最初に言った恐ろしいなと思ってるんです。びっくりするようなことが今、神戸市の教育委員会で行われているなど言っているんです。それについてはどうなんですか。監禁罪のことも体罰のことも一切考えたことはないから、さっきみたいな住谷次長の答弁になるのか、教育委員会の見解を教えてください。

○住谷教育委員会事務局教育次長 委員の御指摘のほうは、重く受けとめたいと思っております。ただ、保護者、当該生徒等が言っていることと、私たちが学校の教員から聞いていることが、随分違っているところがございますので、それについて、委員会としてのコメントが非常に難しいということで、このような答えになっております。その辺については、再調査委員会等も開かれて明らかになってくると思われますので、その上で委員会としての見解を含めて、先ほどの監禁等も発言もございましたけど、その辺についても考えていきたいと思っております。

○委員（岡田ゆうじ） 今、私が言っているのは、少なくとも当局が資料として提出して、当局が認めている分について言っているんですよ。一番食い違っているのは、退学の勧奨があったかどうかですよ。退学をせよと言ったかどうかですよ。私はそのことを今、この監禁の話でも体罰の話でも全然条件づけてないですよ。今少なくとも当局が認めている段階で、体罰であるし、文部科学省の通知に反しているし、そして監禁罪にもなり得ると言っているんです。それを、いや、食い違いがあるから明らかになるまで委員会ではお答えしようがないというのは、これは、この委員会を見ている被害者の御家族であるとか、今現在、六甲アイランド高校に通っている生徒さんの恐怖を思うと、私はかわいそうだと思う、正直。

この六甲アイランド高校では、しばしばこういう別室指導等、高校をやめろというような指導があると、2017年12月26日の神戸新聞の記事に書いてあるんです。2週間近くに及ぶ別室指導を受けた子もいるし、生徒指導担当教諭から高校をやめるかなどと強い口調で言われた生徒もいるというんです。教育委員会はこういう事実を把握してますか。この学校ではしばしば学校をやめろと言われる指導があると、神戸新聞はいろんな人に取材をして書いているんですが、この記事は誤りですか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 申しわけないですが、そこまでは把握しておりません。

○委員（岡田ゆうじ） それを把握してないことでは、もう何もわかってないんだろうと思うんで

すが、ただ、神戸市教育委員会の作成資料の六甲アイランド高校の生徒転落事故についてというペーパーの中に、前々回の委員会の資料なんです、上から10行目ぐらいに、当該生徒は帰宅後、ほかの生徒とSNSを更新したと。要は1日目、8時間監禁されて、へとへとになって、その夜に友達にSNSでこうやったんです。退学になるぐらいなら死んだほうがと送信したと。これは当局の資料だから、当局も認める事実だと。そうしたら、ほかの生徒は何て答えたかといったら、あかんでと返信したというんですね。そう書いてある。普通、この3人みんなで指導を一緒に受けて、最後まで一緒に受けたわけじゃないようなんですが、時間はちょっとばらばらになるようなんですが、退学になるぐらいだったら死んだほうがというSNSが来たら、もし退学って言われてないんだしたら、え、うそ、おまえ退学になると、そんな話あったけど。要は死んじゃうとか、もう死にたいというのは、我々ふだんつらいときでもよく口にするんですけど、退学というのはえらい具体的な中身なんで、もしSNSの中でおれもう退学になっちゃうと。だったら死んだほうがいいというSNSを受けたら、普通は、おまえそんなこと言うのはあかんでと言うんじゃないで、まずは、え、退学、そんな話あったけど。退学になるの、おまえと、そう来るのが普通でありますよ。この当局が作成した資料のこのほかの生徒の反応を見ると、既にこの3人の中で退学という条件を提示されたというのは共有認識になってるんですよ。だから、皆さんが第三者委員会を開いて、最後まで退学と言っていないと言い張っても、神戸新聞の記事で、この学校は常に、高校やめろ、高校やめろと言われていて、そういう学校だと報道されて、この資料までつくってる中で、退学なんて言ったことありませんというのは、遺書まで書いてる子に対して、そんな言い方は絶対に通用しないと思う。誰も信用しない。

退学をほのめかして自殺に追い込むというのは、実は前例があるんです。これは奈良の県立の奈良北高校、県立奈良北高校の2015年の事件なんですけども、これは神戸市と全く同じケースです。要は、素行が不良だと、単にいじめられていただけで、この子に実は責任はないんですけど、学校から素行が不良だと思われていた子が、何回も何回も別室指導に呼ばれて、当時の校長先生から、やっぱり制服を脱いでもらうことってあるでしょうと、校長先生に退学を進められた。そうしたら、特別指導、別室指導のつらさと、校長先生にまで退学しろと言われたから、この生徒さんは飛びおりて亡くなられたんです。2015年の奈良県立北高校の、これも有名な事件ですよ。

神戸市の教育委員会は、これと全く同じことをしている。この2015年の教訓を何も得てないし、かつ奈良北高校は申しわけなかったと、済まんことをしたと謝罪をしているんです。神戸市教育委員会は、軽い指導だったと。何も悪いことしてないと、そういうことだっただけのことぐらいあるよねという態度なんです。この違いをどう考えますか、教育長。

- 長田教育長 私自身、この件につきましては、軽い指導だというふうには全く思っておりません。もしそういう発言があったとすれば、岡田副委員長が御指摘のように、やはりこの教育委員会の体質というものが問われてしかるべきではないかと、このように思っております。そういう意味で、この今の退学のお話にいたしましても、私ども、この前回の委員会報告の2枚目にございますように、ほかの2名の生徒への聞き取りをもう1度、平成31年3月22日に改めて生徒に聞き取りをいたしておりますが、その中で、指導教諭から退学を迫る発言はなかったというのが、そのほかの2名からの生徒の話でございました。ただ、これをもって学校側の調査でもって、もちろんこれが事実だと言うつもりもございません。そういう意味で、先方の保護者の方からいただきました調査要望書のほうとは食い違う点が多々あるということで、私も事実をしっかりと見きりと解明をしなければならぬと思っておりますので、第三者委員会のほうで第三者による調査

の中でそのあたりを解明をお願いをしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今、お話をいただきましたその県立奈良北高校の件につきましては、やはり同じ高校の中で起こった出来事として、しっかりと検証評価がなされていると思っておりますので、もう1度改めて私どももその事案を振り返り、教訓にすべきことは教訓にしていかなければならないと、このように考えております。

○委員（岡田ゆうじ） この問題、これから何回もやりますので、もうきょうはこれぐらいにしますが、冒頭申し上げた大阪市立桜宮の問題でも、要は体罰を苦にして自殺をされた生徒さんの問題なんです。これは大津のいじめ事件が、その後全国的な話題になって、教育委員長というポストが廃止されたというぐらい大きなムーブメントになったのと一緒で、この大阪市立桜宮高校の事件も、いわゆる先ほど申し上げた体罰の全国通知を出すぐらい、物すごい全国的な話題になった問題なんです。やっぱり体罰っていうのは、人を死に至らしめるものなんですね。

比較的軽い指導だったと言ったのであればとおっしゃったんですが、これはもう2017年12月26日の神戸新聞、記者会見で語ってますから、教育委員会がですね、明確に語っておられる、人前で公式見解として語っておられるんで、そのことはよくどれだけずれた発言だったかということ認識していただきたいし、この一番の教育委員会の再生にとって大事なことは、文部科学省のルールをことごとく外れて行った今回の別室指導は体罰であったと。だから、今の指導教諭が適正な指導をしたと、よいことをしたと。けどちょっとだけ改善すべきところがあったねみたいな言われ方で、今も教育現場に立っている。次の犠牲者を探していることを、市議員として市民の安全の観点から問題だと思っているんです。だから、教育長に最も求めたいことは、これは文部科学省のルールから見ても体罰だったと。体罰となり得るという認識を持っていただかないと、ここでその先生を1人かばっても、あらゆる人が犠牲になるだけです。その先生にも言い分があるだろうし、理由があって別室指導したんでしょうけど、ルールはルール、これは体罰であります。そのことを最後、教育長に見解を求めて終わりたいと思います。これは体罰です。

○長田教育長 先ほども申し上げましたように、体罰であるかどうかということについて、文科省の通知にのっとって、私どもとしても文科省にも考え方を確認の上、そういうことに当たるということについて、しっかりと確認をし、対応をしてまいりたいと考えております。

○委員（安井俊彦） 今、我がほうの岡田副委員長が言ったことを全面的に支持したいと思います。要約すると、一番初めの垂水の自死事件に関しては、当局側の見解は組織的な隠蔽はなかったということで結論づけたということで一段落という認識でおられるんですが、議会側としてはそうですかと受けとめた段階でございまして、議会人として組織的な隠蔽はなかったというふうに断定したのではないと。しかし、一段落ついたなという空気はわかりますが、一応そういうことだという認識をしていただきたい。

それと、実はこの六甲アイランドの件に関しては、5月30日に出された文教こども委員会委員各位殿、総務財政委員会各位殿と出した教育長長田さんのこのペーパーは歴史的なペーパーになると思います。なぜかという、ここで初めて六甲アイランド高校における学校事故（生徒の自死未遂事件案）というふうに明確に書かれた。今までこれを書いてこなかった。平成29年12月の22日に発生して、その日に当局がこれが自殺であるということをはぼつかんでた確証もある。メールであるとか遺書であるとか。こういった中で、議会に関しては、理由がわかりません。自殺か転落死か、人に突き落とされたのか、わかりませんということをして1年半議会に対して——もっとや、2年や、言い続けてきたこの欺瞞答弁については、これは大変なことなんです。

この5月20日のこのペーパーによって初めてこれが実は生徒の自殺未遂事件でありましたということが明確に認められたという件であります。それで、私はこの件に関する飛びおりた子供のほうの弁護士さんと面接することができまして、面接しました。非常に温厚な——そんなことは関係ないんですが、立派な方とお見受けいたしました。今、岡田副委員長がおっしゃったように、弁護士さんいわく、余りにも罪が重過ぎるね、子供のやったことに対して、ここまで——その事態は、もう岡田副委員長から説明あったからあれですが、少しやり過ぎじゃないんですかというような感想ですね。まさにそのとおりです。

それで、私は長田局長の心中を思いやると、本当に気の毒だなと、一生懸命、学校の教育委員会土壌を改良して一生懸命前向きに表に出していこうとしているんだけど、学校現場は全くその気持ちが伝わっていない。平気で隠蔽をしていく、そういう体質が学校現場に残っている。しかも教育委員会の中にもまだまだそのことに気がついていない。そのことが非常に大きな問題を隠しているんです。今、次長がおっしゃったように、学校と報告と我々がつかんでいることとは、遺族がおっしゃっている——遺族ではない、まだ、あれですが、飛びおりた子供が言っていることと、物すごい差がありますという。差があるんだったら、これは委員会としては現場の先生方を参考人招致せざるを得ない。もちろんこれは委員会で決定することですけども、そこまでする可能性は十分ある。

質問として、今言ったことについて感想を長田局長に聞きたいんですが、もう1つ第三者委員会を設置して行う目的は、このペーパーには書いてないんです。目的はあえて類推、この文章から類推するなら、第三者委員会を設置して調査を行ってくれと申し出た飛びおりた子供さんから出た、保護者から出た要項について調査をするための第三者委員会というふうに理解してええんですか。目的が全然書いてないんですよ、これ。

○長田教育長 確かに5月30日にお配りをさせていただいた文書を見ますと、目的が書いてない、不十分で申しわけありません。目的はやはり、当然この第三者委員会、いわゆる詳細調査を行っていただく、目的はもう事実の解明、これしかございません。今回もこの生徒さんが自死未遂事案というこの背景、それから事実がどうだったのか、もちろんこの中には、指導教員の学校現場の指導、あるいは学校としての体制等々、全てにおいてどうだったのかと、こういうことの解明を行っていただくための第三者委員会であるということでございます。

それから、今、安井委員のほうからお話いただいて、やはり確かに私ども教育委員会事務局が学校現場のほうから報告を出してもらう。それを信用するしかないわけですが、もちろんそれに対して疑問点、不備等があれば、ここはどうなっているかどうだということを、もう1回学校に突き返して、そこでもう1度学校のほうで調べていただく、考えていただく。あるいは、教育委員会事務局も一緒に入って対応する、そういうことがこの六甲アイランド高校に限らず、ほかの件でもそのような対応をやっております。ただ、御指摘をいただいておりますように、やはり外部から見ますと、学校なり教育委員会のこの体質というものが根っこにあるのではないかと、こういう御指摘は私も十分に理解できるところでございます。私も教育長に就任しまして1年3カ月ほどになるわけですが、この間、垂水の事案を通して、あるいはこの今回の六甲アイランド高校の件も通して、いろんなことをもちろん指示も出し、周知を図りやっておりますけれども、なかなか私の力不足かもわかりませんが、末端までそういった思いが行き渡っていないということについては、本当に申しわけなく思っております。

ただ、この4月に策定をいたしました教育委員会改革方針と、それに基づく実施プログラムに

基づいて、着実に風土改革あるいは再発防止も含め進めていくというのが私どもの方針でございますので、議会の先生方の御意見、御指摘を十分にいただきながら、受けとめさせていただきながら、誠心誠意努力をしまいたいと、このように考えております。

- 委員（安井俊彦） 具体的に第三者委員会は、いつ立ち上がりますか。それといつまでに結論を出そうとされてますか。
- 住谷教育委員会事務局教育次長 はっきりしたことは教育委員会には伝わってないんですが、現在、メンバー、委員について人選をしている予定だと聞いております。もうしばらくすると委員が決まって、その後、開催日程等が決まってくるのではないかなという感じでございます。
- 長田教育長 少し補足をさせていただきますが、この保護者のほうからの調査要望書には、市長のもとで第三者委員会を立ち上げて調査を行ってほしいという要望でございました。ただ、市長のもとでというのは、法的にもそういう権限がないということで、教育委員会のもとで第三者委員会を設置をいたしますが、その中で委員の人選、選任あるいは代理人との連絡調整等につきましては、行財政局のほうで、市長部局のほうで行っていただくということにしておりますので、今、委員の選任につきまして、行財政局のほうで調整をしてもらっているという状況でございます。もちろん連絡は重要な件につきましては、私どもも行財政局から聞いて把握をしておりますので、第三者委員会が委員が決まって立ち上がるということになった段階には、もちろん事前に委員の先生方に御報告をさせていただきたいというふうに思っております。
- 委員（安井俊彦） そういうことにしておりますけど、何でそんな時間かかるのか、考えられへんですね、この委員会が起き上がるの。それといつぐらいまでに仕上がるぐらいのことが、議会に答弁できへんというのは、余りにもひど過ぎませんか。例えば年内にとか、年度内にやるとかいうようなこと、そんなことで議会に対してええんですか、そんな答弁で。
- 長田教育長 御指摘はごもっともだと受けとめております。これ、垂水の事案におきましても、実は市長のもとでの再調査委員会が設置をされましたけれども、当時も委員の人選に非常に時間がかかっておったというふうに記憶をしております。また、年内にということ、垂水の事案についても年内という、たしか当初はですね、めどを立てておられましたけれども、結局4月にずれ込んだというようなこともございました。垂水の事案とこの六甲アイランドと、もちろん同じにするわけにはいかないとは思いますが、委員の人選でちょっと時間かかっている理由までは私も細かいところまでは聞いておりませんが、保護者の御意見を受けて、その御意向を十分に考慮して、弁護士であるとか、あるいは心理面での専門家等々を構成する予定で、今、選任の手続を行っているというふうに聞いております。できる限り、もちろん早く事実解明をこの第三者委員会でしていただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりのめどにつきましては、大変申しわけありませんが、またある程度はっきりした段階で、お知らせをさせていただければというふうに思っております。
- 委員（安井俊彦） もちろんメンバーがそろった段階で、そのメンバーでいつぐらいまでにこれを調査し終わろうということが申し合わせはするということになるんでしょうけれども、これはね、本当に目的の日を決めなかったら、それは、それが変更されるということは仕方がないことやけれども、年内にはとにかく結論を出すようにしたいと思っておりますとかいうような答弁でもない、もう間もなく、もう間もなくいうて、そんなことではちょっと議会に対する答弁としては非常に不誠実やと思うんですがね。
- 長田教育長 きょうのこの文教こども委員会で、そういった御指摘をいただいたということにつ

きましては、行財政局を通じて話をお伝えをさせていただきたい、御意見をお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

○委員（安井俊彦） もうこれで終わりますが、最後あと1問ね、教育長がおっしゃった学校現場を信用するしかないんやいうて言うたんですが、岡田副委員長が御指摘いただいたことは、非常に大事な点で、当然、教育委員会が学校と、例えば何で個別指導をしたんや、何でこれだけの時間かかったんや、どんな理由でやったんやというのは、当たり前の皆さんの疑問というか、当然知っておくべき教育委員会としての立場やと思うんですが、学校現場と電話ぐらいでやっとなですか。何回ぐらいやっとなですか。

○住谷教育委員会事務局教育次長 この六甲アイランドも含めて、子供の命にかかわる事案が起こったときには、事務局のほうから指導主事のほうに1名ないし2名、1週間程度派遣のほうはしておりますので、六甲アイランドの件も同じく1週間程度は事務局のほうから学校のほうへ出向いて、いろいろな情報収集をしたと考えております。

○委員（安井俊彦） 申しわけないけど、ええかげんにしていただきたいんやけど、2年ですよ。飛びおいて2年ですよ。2年で何で岡田副委員長の答弁に明確に答えられないんですか。それで職員が2人行って何の話しておったんですか。コーヒー飲んでおったんですか。どんな仕事しとんですか。学校現場を信用せざるを得ない。しかし、その学校現場と皆さん方が議会がつかんでいること、いろんな形で全然違う、ちぐはぐなことが出てきている。そのことについて当局が答弁できない。何か隠蔽か何かの工作か何か御相談されておるんですか。非常にちょっと僕の言っていること、自分で嫌になってますけど、本当に本当にひどい状況なんですか、あんた、2年なんですよ、2年。どんな調査をされてたんですか、現場と。しかもおっしゃるように、その教師がまだいらっしゃるんです。教鞭をとっておられるんですよ。ちょっともう1遍答弁してください。

○長田教育長 今回の次長の答弁は、事案があった当座の対応として指導主事が1週間程度現場に、学校現場のほうに行ったという、そういうことでございましたが、もちろんその後も適宜話を聞きに行ったり、あるいは学校現場が教育委員会事務局のほうに来たりということは、当然いたしておりますし、この委員会での御指摘という内容につきましても、学校現場のほうに伝え、その時々でやりとりをしております。

ただ、私も先ほど学校現場のことを信用するしかないと申し上げたのは、これは六甲アイランドに限らず、ほかのことも含めて、まず第1報が学校現場からあり、教育委員会事務局としては学校現場の情報をそこしかルートがありませんのでという意味で申し上げたわけでございまして、私自身はもちろん現場の人間を信用しないといけませんけれども、こういった重要事案につきましましては、やはり第三者の目が必要な場合には、第三者の方々からの御指摘なり御意見を踏まえて、しっかりと皆さんが納得いただけるような格好で事実解明をしていく必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、事案が起こりましてからもう長期間がたっておりますし、この件につきましましては、この間のこの市会での答弁も含めて、非常に申しわけない思いをいたしております。今後、第三者委員会が立ち上げられて、その中で事実解明がしっかりとされ、私どもが非があるということになれば、それは誠意を持って対応をしていかなければならないと、このように考えておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員（安井俊彦） もう終わりますが、納得して終わるんじゃないんで、ほかの先生方にも発言

していただかないかと思ってしまうので、ただ1つ言っておきますが、第三者委員会と我々とは、関連はありますが、全く独立した議会でございますので、その点だけ、第三者委員会が全て優先というわけにはいきません。そういうふうに御理解ください。終わります。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○委員（味口としゆき） ちょっとこの間、きょうの議論聞いてまして、ちょっと共感する部分と、ちょっと違和感持った部分と両方あるので、ちょっと発言もさせていただきたいと思うんです。

1つは、組織的——垂水の問題ですけどね、組織的な隠蔽については決着ついてないという方向で調査するんだというのは僕大歓迎で、ただ、この問題についていえば、やっぱりこの議会の側にもやっぱり一定責任があるんです。それは岡田副委員長言われてたように陳情が出てきたときに、やっぱり与党の皆さん中心に、もうそれはいいじゃないかと、ちょっとふたしてた面もあってね。我々の名誉のために言っておきますけども、あの組織的隠蔽、メモ隠蔽を調査せよと言ったときに、賛同したのは維新の三木さんと我々共産党と小林さんと浦上さんだったと思うので、やっぱり我々議会としての責任として、やっぱり何を違和感持ってるかといいますとね、この間一貫して問題になっているのは、教育現場の問題じゃないんですよ。やっぱり教育現場もそうなんだけども、一番はやっぱり教育委員会の中枢部のところで、やっぱり疑惑があるし、隠蔽されてたんじゃないかと。それはですね、この間、繰り返し言われているように、何々部長さんとか、何々課長さんだけでなく、やっぱり全体として組織的にこれに対応してたんじゃないかっていうことについては、やっぱり僕は真相解明は引き続き必要だというふうに思ってます。

ぜひちょっと先ほどの岡田副委員長の発言では、教育委員会抜きでやる場合、僕もそれはあっていいと思うんですよ。ただ全部手縛る必要がなくて、やっぱり教育委員会にも我々聞いていかなあかんで、それはやっぱり適宜、教育委員会も参加をしてもらってというか、質疑させていただく機会はぜひ保障していただきたいなというふうに思ってます。

それからですね、もう1点は、これもずっと言わずもがななんですけど、やっぱりいじめ対策防止推進法の立場で、やっぱり遺族の意向に我々議会も沿うということは非常に大事だと思ってるんです。そこで、ぜひ今の段階で、委員長や副委員長にお願いしたいのは、遺族の方や、遺族の代理人、弁護士の皆さんと懇談もしていただいて、我々議会としてどうあるべきなのかというのは、いろいろ意見もらいながら、ぜひやっていただきたいと。よかれということでも、やっぱり法の要請は、遺族の意向にやっぱり沿うんだというのがやっぱり大前提になっていると思うので、議会としてもその立場をやっぱり踏まえてやる必要があるんじゃないかと思っていますので、ぜひ御検討をいただきたいと思っています。

それで、要望はそれぐらいにしましてね、この問題、きょうは僕はやりません、長々やってますから。ただ、今申し上げましたように、やっぱり長田教育長の答弁で、これからは今まで現場になかなか行けなかったから現場に行くんだって、それは結構なんです。ただ、それから我々の意思が末端まで伝わってないと、ある意味では事実なんだけど、我々がずっと問うているのは、ここの中枢部の、きょうも議論になったように、やっぱり文科省の基準であるとか、法の求めがここの中心部でやっぱり遵守されてないという問題をまず正さないと、それはやっぱり僕、現場の問題や末端の問題だけに帰することのできない問題だというふうに私は思ってるんですが、その点だけいかがでしょうか。

○長田教育長 この教育委員会事務局と学校現場、これを合わせて教育委員会がそれを組織、統括をしておると、こういう組織形態になっております。この場でも何回か申し上げたと思いますが、

私は何も学校現場だけがこの体質だとか風土かということを示しているつもりはございませんでして、当然この教育委員会事務局も非常に、きょういろんな格好で御指摘をいただきましたけれども、まだまだ直していかなければいけないことがあるというふうに考えております。

日ごろから私もいろんな面で口すっぱく申し上げておりますけれども、なかなか大きい世帯でもありますので、浸透し切れていないということがあるかも知れませんが、私自身はこの次長——2人の次長、それから部長——そのもとに部長がおりまして、そういう組織形態のもとで、なかなかこの場では非常に答弁が拙いところあるかも知れませんが、日ごろの仕事におきましては、私の言っていることを真摯に受けとめて、それを実行に移してもらっているというふうには考えておりますが、ただ御指摘のように、まだまだ至らない面があるのではないかとということにつきましては、真摯に受けとめて、改めて徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） ちょっと申しわけないんですけどね、ちょっと六甲アイランドのことだけ、前回も触れた件ですけどね、例えば格子のついた個室で別室指導させられていたと、この問題の部屋の問題1つとっても、現場の皆さんだけじゃなくて、教育委員会事務局が行って、例えば私どもの東灘の西議員や松本議員が行った際には、全然違う、何かソファのあるようなフロアをまず案内させられたと。ほんまに個別指導させられてた部屋は、見せられてなかったというのが、後になってわかるということなんで、やっぱり僕はそういうこと1件とっても、学校現場の全然問題だけじゃなくて、一緒になってできるだけ隠そう、隠そうというやっぱり体質が教育委員会としてあるんじゃないかというふうに思ってるので、何か私の意思をちゃんとやってくれてるんですという答弁だけでは、何となく納得できないなというふうに僕は思ってるんですが、再度いかがでしょうか。

○長田教育長 おっしゃっている趣旨は理解をしているつもりでございます。まだまだ浸透、徹底し切れていない部分があるんじゃないかと、もっともっと根本的な問題があるんじゃないかということ、恐らくおっしゃりたいんだというふうに受けとめております。私ももう1度気持ちを改めて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○委員（味口としゆき） 2問だけきょうやりたいと思ってるんです。

1つは、先ほども出てました不登校の児童の居場所問題についてですね、それから教育委員会、僕、御努力していただいているということは、これ重々わかった上で、人数は大変な数に上っているということなんです、やっぱりこの児童の日常の受け入れの問題で、1つは、やっぱり保護者の皆さんから言われているのは、くすのき学級までは遠いという問題があると。それからあそこ5年生からの受け入れになってると思うので、やっぱり今回の重大事態報告なんかでも、低学年でやっぱり不登校になる例というのは、実際たくさんありますでしょう。そういった場合に、もうきょうははしょって言いますが、やっぱり学校現場でいいますと、うちの高羽小学校なんか見ていただいたらわかるんですけど、別室登校したくても、教室がいっぱいなんで、なかなか窮屈だという問題と、それからやっぱり教員の皆さんが放課後は対応できるかもしれないけど、日中来ていただいた場合に、なかなかやっぱり手が足りないという、この2つの問題あるんじゃないかなと思ってまして、ぜひですね、やっぱりなかなかこれ厳しい問題なんです、低学年の子供たちが、フリースクール行ってもお金も大変ですから、やっぱりこれ何らかの対策はもう要る時期に来ているん違うかなと、この間複数の保護者から聞いて、ちょっと実感もしているんで、ちょっと答弁いただきたいな思ってます。

○住谷教育委員会事務局教育次長 先ほどいただいたのは、不登校の学びの場ということで、質問いただいたと思っております。先ほどありましたように、教室、もしくは学校で勉強がしにくい子については、まず学校内ということで、別室指導のほうを1つ用意している学校がたくさんあります。それから、学校にもなかなか登校しにくいという子については、くすのき教室ということで、青少年補導センターがセンター校になりまして1カ所、それからあと市内に7カ所ということで、現在、平成30年度末で通級生徒が172名ということで聞いております。それから、小学生については12名ということで、先ほど味口委員言われましたように、5・6年生のみなんです。それから、補導センターのみで行っております。これについては、それぞれが遠いところにあるので、電車、バスで通わなあかんということで、やはり低学年では難しいんじゃないかということで、5・6年生ということで、限定のほうはしております。

したがって、小学生の低学年については、やはり別室指導というのが効果的ではないかなと思ってるんですが、なかなか定数の関係で、授業があいている——別室登校ですね、ごめんなさい。定数の関係で担任以外の先生が、手が足りないということで、なかなか小学校では別室登校が開けないという状態になっています。この辺については、問題点というふうに考えてますんで、今後、いろんな議論をしながらやっていきたいなと思っております。

○委員（味口としゆき） 一度にちょっと解決しないかもわからないんですけど、やっぱり学校行くこと自身が困難な子供たちなんです。その子にバスか電車で遠方まで来てくださいますというのは、もう絶対無理なんでね。やっぱりその問題は、やっぱり地域に、大変ですけどね、やっぱり公的な場所で居場所づくりというか、学びの場をやっぱり設置するということは、もう切実にやっぱり求められていると思うので、ちょっと我々も実態もよく聞きながら、教育委員会の皆さんにお伝えしながら、解決できへんかなというふうに思っているということをお伝えしておきます。それ1つ目です。

それから、もう1つは、これ事業概要にあるように、熱中症対策の問題で、これ3月14日の文教こども委員会で、テントをPTA会費でつくらせるという問題について、そら、だめでしょうと一言で言って、ある小学校、ちょっと聞きましたが、テントを予算化したんだけど、2つ分しか予算組めないということで、やっぱり10は以上要るらしいんですね。それで、運動会のシーズンなので、このときはそんなに悪い答弁は皆さんしてないですよ。きょういらっしゃりませんが、浜本部長は、もちろん熱中症対策、非常に重要ですので、そういった状況があるのかどうかというのは、また一度学校園にも調査しながら検討を進めてまいりたいと、こういうふうに言われているので、これ3月ですから、当然学校園にはもう聞いていただいたと思うので、検討の今の状況というか、そろそろお答えいただきたいなというふうに思ってるんですが、いかがでしょうか。

○荒牧教育委員会事務局学校支援部長 前回、宿題ということで認識をしておりますけれども、テントの総数につきましては、小学校163校で660はりございまして、そのうちPTA等の寄附によるものが215はりございました。また、中学校では679はりございまして、そのうちPTA等の寄附によるものが159はりございました。テントにつきましては、やはり保管スペースとか、あるいは紫外線による劣化の問題もございまして、各学校で一律に整備することまでは現時点で考えておりませんが、運動会、体育会における熱中症対策につきましては、天候等に応じて、テントのレンタル等も含めて柔軟に対応を行うように注意を促したいと考えております。

○委員（味口としゆき） 御答弁でいいと思うんですけど、ほな学校側から貸して欲しいと言っ

たら、もう教育委員会が持ってきてくれるということでもいいんですか。

- 荒牧教育委員会事務局学校支援部長** テントのレンタルということも申しあげましたけれども、学校運営費の中で必要に応じてレンタル会社等でテントを調達していただきということを促していきたいという趣旨でございます。
- 委員** (味口としゆき) これ確認しておきたい。つまりPTAはもう人数も少なくなってるし——生徒のね。なかなかやっぱりそこから会費出すというのは、もうもともと僕変な話だと思ってるんですよ。学校行事に必要なことをPTA会費で賄うというのは。だから、今の答弁は、もう基本はPTA会費ではなくて、学校側として準備しますよという理解でいいということですね。
- 荒牧教育委員会事務局学校支援部長** 先生おっしゃるとおり、学校側が学校に必要なものを用意するという事は基本でございます。ただ、ことしの寄附の状況を見てましても、やはりテントの寄附というのは受け入れがございますので、そのあたり、PTAさんの自発的な意思によって寄附が続いているケースまでは、少し制限ができないのかなというふうに考えております。
- 委員** (小林るみ子) 先ほど垂水の事件が一区切りついたというふうに私は言いました。確かにそうなのですが、決して終わったわけではないということも言わせていただいたんですけども、女子中学生は帰ってこないという現実があります。

そういう中で、最終報告書——再調査委員会が出された最終報告書、皆さんそれ全て読まれましたですか。私は読んだんですけども、あの中には本当にいろんな課題が詰まっております。やはりあれをきっちり読んで、今の中学校の中にあるいろんな課題点をもう1度ちゃんと調べ直す必要があるのではないかなというふうに思います。

それと提言が幾つか出ていますので、提言の実現に向けてのこれから力を入れなければいけないわけですから、決してこのいじめの自死の問題は終わったわけではないということを、やはり教育委員会の方たちも一緒に、ちゃんと肝に銘じていただきたいなというふうに思っています。

それです、昨年度から引き続きずっと懸案事項が2つほどありまして、1つは、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定案のことなんです——もう改定案じゃなくなりましたけれども、最終報告書が出てからでもいいんじゃないかと、私も再三言わせていただいたんですけども、みんなが情報共有ができてからのほうが、この改定案はより実りあるものになるのではないかなというふうに思っていましたので、その後にもっとゆっくり出していいんじゃないかというふうに言ったんですけども、かなり早い段階で出てきました。

改定内容は、ちょっと御存じない方もいるんですけども、その中には、第三者委員会の委員は遺族の意見を聴取しながら、それを反映する推薦をして、選定する必要がある、そういう項目も入れるべきではないかというふうに言わせていただきましたけれども、そういうことも含めて、この改定をもうちょっと練る必要があるんじゃないかというふうに言ったときに、教育長だったと思うんですけども——次長だったかな、適宜改定をしていきたいと、そういう御答弁だったというふうに思います。その改定はいつどんな形ですのか、ちょっとお知らせください。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長** 先生御指摘の方針の改定の件でございますが、前回もちょっとどこかで答弁させていただいたかもしれないんですが、今回出た報告書を踏まえまして、私どもありますいじめ問題審議会のほうにも御意見を伺いながら、改定について検討してまいりたいと考えてございます。以上です。
- 委員** (小林るみ子) じゃあ、早急にそれができるということでよろしいですね。

もう1つですね、これも前年度からの宿題なんですけれども、13年前のいじめの問題を取り上

げて、それについて神戸市のほうにただすという、そういう陳情があったというふうに思います。そのときの答弁は、いじめである可能性は極めて高い。発生から13年たって関係者への再度の聞き取りは困難だが、何らかの補足や補充をする必要がある。この件を今のままで済ませないという御答弁だったというふうに思います。その後どうなったのか教えていただきたいというふうに思います。

- 藤原教育委員会事務局学校教育部長 これは前回の当委員会において、少しお話しさせていただいたかと思うんですけども、当該保護者のほうに当該児童から直接お話を伺った上で判断をさせていただいたということで、当該児童にお話を聞かせてくださいということを保護者をお願いしたんですけども、保護者のほうからは、既に教育委員会にある書類あるいは、まだ在籍している教員に聞けばわかるはずだということで、児童への聞き取りというのはいまありませんでした。というのを前回お話ししたかと思えます。

その上で、私どものほうで、当該職員の在籍している者の聞き取りということで、過去の資料を確認しましたところ、既に平成26年4月に確認しておりまして、当時の職員については、十分な当該児童あるいは関係児童から聞き取り等を十分調査ができなかったのも、いじめ、恐喝があったかどうか、当時判断できなかったということもヒアリングできております。ついては、改めてもう1度聞き取りしても、同じ結果であると思えますので、こういったことを踏まえまして、再度、あちらの保護者の方とどうさせていただいたらいいのかということを確認してまいりたいと思っております。以上です。

- 委員（小林るみ子） わかりました。ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

それともう1点だけ、済みません、13ページに、中学校給食のことで、ランチボックスというのがリニューアルしてかなり改善したようなふうに見えるんですが、実はですね、垂水区のある中学校で、喫食率ゼロという中学校が出てきたという、そういうお話が私の耳に入ってきました。それは事実かどうかその辺のところは把握されているのかどうか、ちょっとまずお聞きしたいと思えます。

- 荒牧教育委員会事務局学校支援部長 各校ごとに月ごとの喫食率というのを確認をしておりますけれども、今、委員の御指摘の垂水区でゼロというのは、把握してございません。

- 委員（小林るみ子） 垂水区のある中学校の生徒から入った情報だったので、ちょっと一度、もう1度、一遍調べてみる必要があるんじゃないかなと。もしそれが事実であればですね、それはなぜかという、そこら辺までやはり教育委員会としては調べる必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ把握、調査、よろしく願いいたします。以上です。

- 委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

- 委員（安井俊彦） 暗い話ばかり続くんであれですが、山下部長が一生懸命やっただいて、神戸市の子供のいわゆる副読本、嘉納治五郎、平生鈞三郎、賀川豊彦の作業を2年ぐらいでやるということで、非常に順調にやっただいてに心から感謝申し上げたいと、そのように思います。私たちのこの委員会、来年の3月まで十分時間がありますので、その間、この神戸市の副読本に出た神戸の偉人の足跡をたどるということで、たまには一応記念館めぐりぐらいを委員長、副委員長で1日計画していただければありがたいかと、そのように思っておりますので、どうぞよろしく。以上です。

- 委員（さとうまちこ） 体罰という問題というのは、本当に深刻な話で、対象の子供というのはもう行き場がない、親にも言いにくいとか、いじめもそうですけども、いろんなことがあると思

うんです。一刻も早くそれを解消するためにも、ちょっと1つ提案なんですけれども、今、尼崎ですごくいいなと思っている取り組みがありまして、皆さんも御存じかと思うんですが、体罰通報窓口、これは通報先を教育委員会ともう1つ選べるということで、すごく今の世の中のニーズに合ってるかなと思うんです。もちろん兵庫県の命のラインもいいとは思いますが、神戸市の市長への手紙ももちろんあります。だけど、過去に聞いた通報の中で、市長への手紙を書かれたのは1件で、親御さんが書かれているということで、お子さんの立場で市長への手紙で事実を言う方というのはなかなかハードルが高いんじゃないかなと。尼崎のように、ホームページで見たらわかるところに、体罰通報窓口があって、そこでスマホで軽く入れれるというシステムというのは、本当に子供にとってみたら、お手軽といたらあれですけども、かなり言いやすいシステムになるんじゃないかなと思うんですよ。

今、こうやってる間にも体罰受けてる子はいるかもしれませんし、体罰までいなくても、言葉の暴力というものもあると思うんです。それはもう本当に日常的に部活ですとか、いろんなところで起こっていると思うんです。そういった私たちが手が届かない子供たちにしっかりとこういうシステムがあるんですよということを知らせていく、そしていつでもこういうところで言えるんやなっていう、そういうシステムというのは、これから大事になっていくのじゃないかなと思うんですけども、そんなにお金もかからない、即効性のあるシステムだと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 住谷教育委員会事務局教育次長 尼崎の件については新聞報道がございましたし、実際にホームページ等も見えますと、バナーみたいな形で、ぱっと一番見やすいところにあるというのは認識のほうはしています。神戸市においては、先ほど出てきましたように、いじめ・体罰・こども安全ホットラインという24時間の電話相談で、体罰も受け付けるということにしています。それから、今年度から県のほうでは、ラインによるひょうごっ子SNS悩み相談等もありますので、それも協力しながらやっていきたいということにしています。その辺の相談窓口を年度当初にはチラシとかカード等で周知をしています。また、その都度、学期末等にも必要があれば周知していくということで、児童・生徒、それから保護者にも窓口については周知していきたいなと思っています。

ただ、尼崎のことにつきましては、尼崎とはまた連絡をとりながら、どういう状況かお聞きして、神戸市との今後議論のほうはしていきたいなと考えております。

- 委員（さとうまちこ） 電話なんですけれども、最近の子供はもちろんラインがやりやすいとか、ネットのほうがりやすい、あと電話はやっぱりちょっとハードルが高かったり、敷居が高かったりするんです。電話のほうも、電話の窓口でいらっしゃる方もいるんですけども、夜中にも電話があったりとか、また時間を選ばないということはあると思うんです、悩みを相談する側としてはね。今の若い子って電話よりも、やっぱりラインとかホームページ、そういったことで、指先でささっとできる、そういったことのほうがニーズに合っているとは思いますが。

それと、今あるツールをしっかりと使っていくという、そういったあれもわかるんですけども、ホームページで言いやすい子、ラインで言いやすい子、電話で言いやすい子、先生に言えるんやったら一番いいんですけども、そういったさまざまな子に隅々までしっかりと手を伸ばしていくということが一番大事なかなと思いますので、しっかりと前向きに検討していただきたいと思います。そして、そこをワンクリックして言う子が1人でもいれば、それは私は効果があると思います。なので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員（大井としひろ） 今に関連で、私、人権擁護委員、議会から出させていただいて、人権擁護ということで、私もこの6月の10日前後ぐらいから小学校に、中学校にお伺いさせていただきまして、SOSミニレターというのをお持ちして、教頭先生方に依頼をさせていただいてきたところなんですけれども、やっぱりそういうお願いをするということになると、また先生方の多忙化ということにもつながるのかなと思いつながらぬ、子供たちの虐待とかそんなことを考えますと、ぜひ教育委員会からも周知徹底していただいて、私たち議員もたくさん人権擁護委員として各区で動いておりますので、ぜひその辺のところ御協力いただいて、子供たちの虐待、直接この前もそういう子供のお手紙で発覚したというのもあったようなので、ぜひその辺のところも含めて、御協力いただけたらなと、これ一言お願いしときます。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

○委員（小林るみ子） 先ほど済みません、喫食率ゼロの学校と言ったんですけども、学級に訂正してください。お願いします。

○委員長（壬生 潤） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（壬生 潤） それでは、先ほど再開時に、藤原学校教育部長より発言訂正の申し出がありました。訂正を許可することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（壬生 潤） ありがとうございます。

他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦勞さまでした。